

## 法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性（案）

平成 30 年 3 月 日  
中央教育審議会大学分科会  
法科大学院等特別委員会

本特別委員会として、平成27年6月の政府の法曹養成制度改革推進会議決定（以下「推進会議決定」という。）を踏まえ、法科大学院等の教育の改善・充実に向けた方策について、以下のような基本的な方向性を前提に、所要の施策を可能なものから直ちに推進することを求めるとともに、法科大学院の立場からの司法試験・司法修習との有機的な連携の在り方も含め、更に検討を深める事項を引き続き議論していくものとする。

## はじめに

- 質・量ともに豊かな法曹を養成するため、司法制度改革の柱の一つとして、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が創設され、平成18年3月に初めて法科大学院の修了生を出して以来修了資格による司法試験の合格者数は約2万人を超えている。
- 法科大学院による教育の成果は、「法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査」（平成28年3月）等で明らかになっており、法科大学院修了生自身のみならず、受入れ側の法律事務所や企業等からも評価されており、法曹として第一線で活躍する者も多数輩出されている。推進会議決定を踏まえ、法科大学院において自主的な見直しの促進や教育の質の向上の取組が行われ、近年、法科大学院全体として法学既修者コース（以下「既修者コース」という。）の修了生の約7割は修了後3年以内に司法試験に合格している。一方で、法学未修者コース（以下「未修者コース」という。）の累積合格率は5割に達せず、修了に要する期間と経済的負担、大学生の就職環境が良い状況等もあり、法科大学院志願者、入学者は減少を続けている。
- グローバル化の更なる進展や、第4次産業革命によるビジネスモデルの転換等が行われる中で、法科大学院の創設時に教育理念とされた、専門的な法知識を確実に習得させるとともに、創造的な思考力の育成や先端的な法領域について基本的な理解を得ることや多様なバックグラウンドを有する者がその知見を活かすことがますます求められている。三権の一翼を担うべき人材として養成された法の担い手として、法曹界のみならず企業、官公庁や地域社会における福祉部門など公的部門でもますます活躍が期待される。これらの状況を踏まえて、プロセスとして質の高い法曹を養成するという理念を堅持しつつ、法曹志

望者を増やし、理論と実務を架橋する法科大学院教育によって社会に有為な人材として輩出できるよう、制度改革が必要である。

#### I. 法科大学院等の教育の改善・充実に向けた基本的な考え方

- プロセスとしての法曹養成制度により質の高い法曹が多数養成・輩出されるよう、法科大学院について、優れた資質を有する志願者の回復に向け、多様な法曹の輩出や地方における法曹養成機能に留意しつつ、学生の資質・能力に応じた期間で法曹になることができる途を確保するなど、既修者コースと未修者コースともにその制度改革を進めるべきである。
- その際には、法科大学院の直近の教育実績や法曹の活躍状況について社会に必ずしも正確に伝わっていないことや、法学部が高校生等にとって以前と比べて魅力的な進学先に映っていないことを踏まえ、法科大学院と法学部はより連携を図り、大学における法学教育全体の在り方を検討し、有為な多くの学生等を積極的に呼び込むことが求められている。
- また、法曹資格を得るまでに要する時間的・経済的負担が法曹志望者減少の一因となっているとの指摘もあり、優れた資質と明確な志望を有する者については、法学部を経て法科大学院まで5年間で修了できる仕組みを充実・確立し、法曹への進路選択の魅力を高めることも重要である。
- 未修者コースについては、様々なバックグラウンドを有する質の高い法曹を生み出してきたものの、法学を履修する課程以外の課程を履修した者（以下「純粋未修者」という。）の入学は減少しており、約7割が法学部出身者となっている。また、未修者コースを3年間で修了できるのは半数程度である上、修了1年目の司法試験合格率も2割を切っており、未修者コース入学者に対する教育の更なる改善が求められている。
- 未修者コースについては、純粋未修者や社会人として経験を積んだ上で法科大学院に入学した後に、専門分野を生かして法曹として実績を積んでいる者の活躍状況を広報するなど、引き続き有為な人材の確保を図る取組を継続・強化しつつ、その在り方や教育方法について制度全体として質保証を図る方策を更に検討し、純粋未修者や社会人として十分な実務経験を有する者が入学者の多数を占めることを目指すべきである。
- 本基本的な考え方を踏まえ、各大学は、法学部の教育の在り方等について、大学における法学教育の意義や卒業生の多様性を踏まえつつ、検討することが求められる。
- これらの検討に当たっては、地方の法曹志望者に配慮した制度設計とする必

要がある。

## Ⅱ. 法科大学院等の教育の改善・充実方策

### 1. 法科大学院と法学部等との連携強化について

- 法科大学院制度の創設に当たっては、プロフェッションとしての法曹を養成するという役割に特化するため、「独立性の確保」が求められたことから、多くの法科大学院が独立研究科として設置され、現在に至っている。
- 独立研究科として設置されたことは、組織としての決定がスムーズになるなどのメリットがあった一方で、法学部との連携がしにくく、法学部生の一定程度を占める法曹志望者が、法曹を目指して法学部と法科大学院で一貫して法律の学修を進めることを妨げるような側面も生じている。
- そのため、法科大学院が法学部や法学研究科等との組織的運営など、独立研究科以外の柔軟な組織形態を採用することが可能であることを明確化する。加えて、連携の実効性を高めるため、専門職大学院の必要専任教員のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内（概ね7～8割程度）で学部との兼務を認める制度改正について、法科大学院において活用すべきである。
- 法科大学院は法学部とより連携を図り、有為な多くの学生等を積極的に法学部や法科大学院に呼び込むとともに、法学部に「法曹コース（仮称）」（以下「法曹コース」という。）の設置を奨励し、法学部が自校又は他校の法科大学院と連携して体系的・一貫的な教育課程を編成することにより、法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生等に対しては学部段階からより効果的な教育を行うこととする。

### 2. 法学部の法曹コースの在り方について

#### （1）基本的な考え方

- 法学部の法曹コースにおいて、法科大学院の法律基本科目に相当する科目等についてより充実した教育を行い、法科大学院に倣って厳格な成績評価をすることにより、法科大学院への進学に当たっては、法学部の学生は既修者コースへの進学を基本とし、未修者コースは純粋未修者や十分な実務経験を有する者のための教育を基本とするよう、制度改革に取り組むべきである。
- 学部段階から法科大学院進学を見据えて教育を行うに当たっては、体系的な科目編成や教育内容の充実を通じてコースの魅力を高め、意欲ある学生を引き付けその能力を向上させて、学部4年間と法科大学院2年間の学修によって法

曹になる途に加えて、優れた資質・能力を有する者が早期に法科大学院に進学できる仕組みを明確化し、時間的・経済的負担の軽減を図ることとする。

- 法曹コースの教育課程に関して、法科大学院と一貫したものとして認定する仕組みや制度として質保証を図る方策については、下記の教育課程の具体的な要件と併せて引き続き検討する。
- 一貫した教育課程の内容や、法科大学院進学前の学修によって既修得単位として認定される科目等について、公表する。

## (2) 教育課程

- 早期卒業・飛び入学を利用して法科大学院の既修者コースに進学する者は着実に増えてはいるものの、その数はなお限られているが、大学の自主的な取組により、法科大学院との連携により法学部に法曹コースの設置が進められており、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」で採択された平成30年度の取組も19大学に達しており、今後大幅に増加することが見込まれる。
- 現在の法曹コースの開始年次や学修内容は、大学によって様々であり、学部時代に法曹コースに所属していても、法科大学院においては他の学生と同様の教育課程を履修している。これらの大学の取組が、学部における教育の質が確保されながら推進されるよう、法科大学院に進学する者が法学部において修得すべき資質・能力を整理することが必要である。
- 法学部においては、修得すべき資質・能力の整理を踏まえ法科大学院と連携して法曹コースを設置して、法律基本科目に相当する科目について法科大学院における学修に円滑に進むことができるよう、基礎的な学識を身に付けさせる充実した教育を行うことが期待される。
- 法曹コースへの学生の振り分けは、教養科目等の幅広い学修を積む必要があることを考慮すれば2年次進級時点以降が適当と考えられるが、各大学の実情に応じて学生が法曹を目指す途が狭められないように留意しつつ柔軟に設定する。
- 外国語科目やその他人文・社会科学系科目、自然科学系科目など、法律科目以外の一般教養科目についても、法曹コースへの振り分け前も含め学部段階において幅広く履修した上で、法科大学院に進学する教育課程を編成する。
- 教育課程編成の柔軟性を確保するため、法科大学院進学時に優れた法律学の学識を有すると認められる者を対象として当該法科大学院において修得したとみなすことができる単位数の上限を緩和することや、進学前の既修得単位を当該法科大学院において修得したものとみなすことができる単位数について、既修者認定によるものと合わせた上限を緩和することにより、修得したものと

みなすことができる単位数の上限（現行30単位）を一定程度（例えば10単位程度）緩和する。

- 法科大学院で開講される科目、例えば基礎法学や隣接科目や法律基本科目と関連が深い展開・先端科目について、教育課程の整合性や教育の質を確保しつつ優秀な学部生が受講しやすくなるよう、科目等履修生や共同開講という制度を推進するに当たっての留意事項について整理することが必要である。
- このように法学部において法曹コースを設置する際には、一貫した教育課程の編成等について自校又は他校の法科大学院と連携、協議することを必要とする。
- これらの方策により、学部3年間と法科大学院2年間の学修によって無理なく確実に法曹に必要とされる資質・能力を修得することができる教育課程の編成を可能とし、法学部の学生は学部3年間に加えて、法科大学院2年間で法曹になる仕組みを充実・確立するべきである。これまで早期卒業・飛び入学制度を活用して既修者コースに進学した学生の修了後1年目の司法試験合格率は約57%と既修者平均より10%以上高くなっているが、新たな仕組みの下でもこの水準の維持・向上が期待される。
- 学部段階における幅広い学修を担保するため、優秀な学生が学部3年次終了時点で法科大学院に進学するに当たっては、主として早期卒業を活用するものとするが、これらの方策の活用に当たっては、学校教育法に規定されている現行の早期卒業制度が優秀な学生を対象とした例外的な措置であるため、その在り方について検討する。

### （3）法科大学院との接続

- 法科大学院と法曹コースの接続を確保するため、法曹コースを履修し、法科大学院進学時に法曹コースを修了する予定である学部3年生、4年生を対象とする入学者選抜枠を例えば各法科大学院の定員の5割程度を上限として認める（実入学者数の5割程度を超えない）ものとする。この既修者コース入学者選抜枠については、書類審査や面接等を重視する推薦入試方式を始め当該選抜枠の出願資格や合格判定の基準等は各法科大学院等において定めるものとするが、当該選抜枠による合格者の質や公平性の確保の観点から、その制度設計については引き続き検討する。
- 当該選抜枠による入学試験において、入学者の質が確保されているかどうか、また、自校と他校の法曹コース学生を公平に取り扱っているかどうかは認証評価で確認することとするが、地方においては十分な司法サービスの提供を確保する必要があることに鑑み、各法科大学院の方針に基づきいわゆる地方枠を設けることも期待される。また、特に他校の学生の能力を適切に図るために、入

学の際に共通到達度確認試験の活用が期待される。

- 地方の学生も法科大学院での学修を経て法曹になることができるよう、法科大学院を設置していない大学又は募集停止を行った法科大学院を有する大学の法学部等が他大学の法科大学院と連携して法曹コースを設置することも期待される。上記の推薦入試を含めた入学者選抜や教育課程の連携により、地方の学生が学修しやすい環境になっているかその整備状況を確認する。

### 3. 法学未修者教育の質の改善について

#### (1) 新たな質保証プロセスの導入

- 優れた資質を有する純粋未修者や十分な実務経験を積んだ者が、法科大学院を修了して司法試験に合格し、社会の様々な分野で活躍しているが、未修者コース修了者全体の司法試験合格状況が振るわないこともあり、その入学者は減少を続け、また未修者コースの入学者の約7割は法学部出身者となっている。
- 未修者コース入学者の標準修業年限修了率は約51%、修了後1年目の司法試験合格率は約16%と、3年間で法科大学院を修了し、司法試験に合格することが困難な状況になっており、特に、司法試験合格率については法学部出身の方が振るわない状況になっている。
- 未修者コース入学者に占める純粋未修者や実務経験者の割合を増やすことが望ましいが、現在の状況では一定割合以上入学させることについて努力義務を課すのは、入学者の質の確保の観点から適当でなく、法科大学院入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者の割合を「3割以上」と定めた文部科学省告示を見直すのが適当である。
- 純粋未修者については、入学者選抜のみでは法曹に必要とされる資質・能力を3年間で身に付けさせることができるかを判断するのが困難な面があり、共通到達度確認試験など進級に当たっての質保証プロセスを導入し、未修者コースの質の保証を制度化することが必要である。
- 法科大学院は、引き続き厳格な成績評価、進級判定を行いつつ、受け入れた学生が修了できるようにきめ細かな指導を行う。日本学生支援機構の奨学金制度においては、卒業延期が確定した者であっても成業の見込みがある者については、在学学校長の判断により再度受給対象となり得るとの取扱いを行っており、各大学において適切に運用することが期待される。

## (2) 教育課程

- 法学未修者に対する教育課程の工夫ができるように、法科大学院の法律基本科目と学部における相当する科目の共同開講が可能となるよう、他の分野の研究科と学部の共同開講の事例を踏まえつつ、留意事項について整理することが必要である。併せて、実務家教員の実務経験年数の要件について、科目の特性も踏まえながら、教育の質の保証を前提に見直しを検討する。
- 法科大学院入学前の一部科目の先行履修や修了生支援について、法学未修者への教育の工夫の範囲内として認められ得る内容について改めて明確化を行い、法科大学院において好事例を共有しつつ、創意工夫を促進することとする。

## (3) 公的支援

- 法学未修者教育に必要とされるきめ細かな指導を効果的に行っている法科大学院について、教育実績を踏まえつつ、重点的に支援する必要がある。
- 新しい「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、未修者教育を効果的に行う法科大学院について、より安定的・継続的に支援することが必要である。その際、手厚い教育体制を確保するため、複数法科大学院で連携して実施すること等を促進する仕組みとするべきである。また、法学部の法曹コースに純粹未修者の教育機能を持たせる場合や多様なバックグラウンドを有する法曹を輩出している場合には、併せて評価することとする。
- 各大学において行われている優れた未修者教育の事例・手法を体系化するとともに、未修者教育を行う法科大学院全体において法学未修者に対する効果的な教育方法を共有することや複数法科大学院で連携して教育を実施することが必要であり、教育課程の在り方を含めてそのための調査研究を行い、その成果を法科大学院教育に還元する。その他未修者教育の改善のための必要な支援方策について、社会人として十分な実務経験を有する者の入学の促進策も含め、地方における法曹養成機能にも配慮して、引き続き検討する。

## Ⅲ. その他検討すべき事項

### 1. 法学部の教育の改善・充実策等について

- 法学部の教育の在り方、役割、育成すべき人材像について、卒業生の進路の多様性を踏まえつつ、検討する必要がある。
- 改善方策の検討に当たっては、規模や学生の進路希望等、各大学の事情を考慮する必要がある。
- 各大学において、学部生の想定される進路やそのためにどのような教育を提

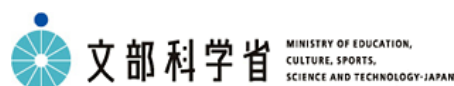
供するかについて引き続き検討する。

- 社会において法律が実際にどのように適用され、法曹がどのような活動をしているかを学生が学ぶことができるように、法律実務家等による講義や講演の機会を設けることなど一層の工夫をすることが期待される。
- 法学部と法科大学院との連携による課程を設置する際に、併せて学生の進路希望等に応じたコースを置くことや、求められる能力とそれに応じた履修モデルを示すことなどにより、学生に進路の多様性を可視化し、それに応じた教育を提供していることを明確化することについて引き続き検討する。
- 理論と実務に精通した研究者を養成し、高度な教育を持続可能とするために必要な法科大学院と法学系大学院（修士課程・博士課程）との連携方策について引き続き検討する。



# 法科大学院改革の取組状況等について

# 1. 法科大学院改革の取組状況について



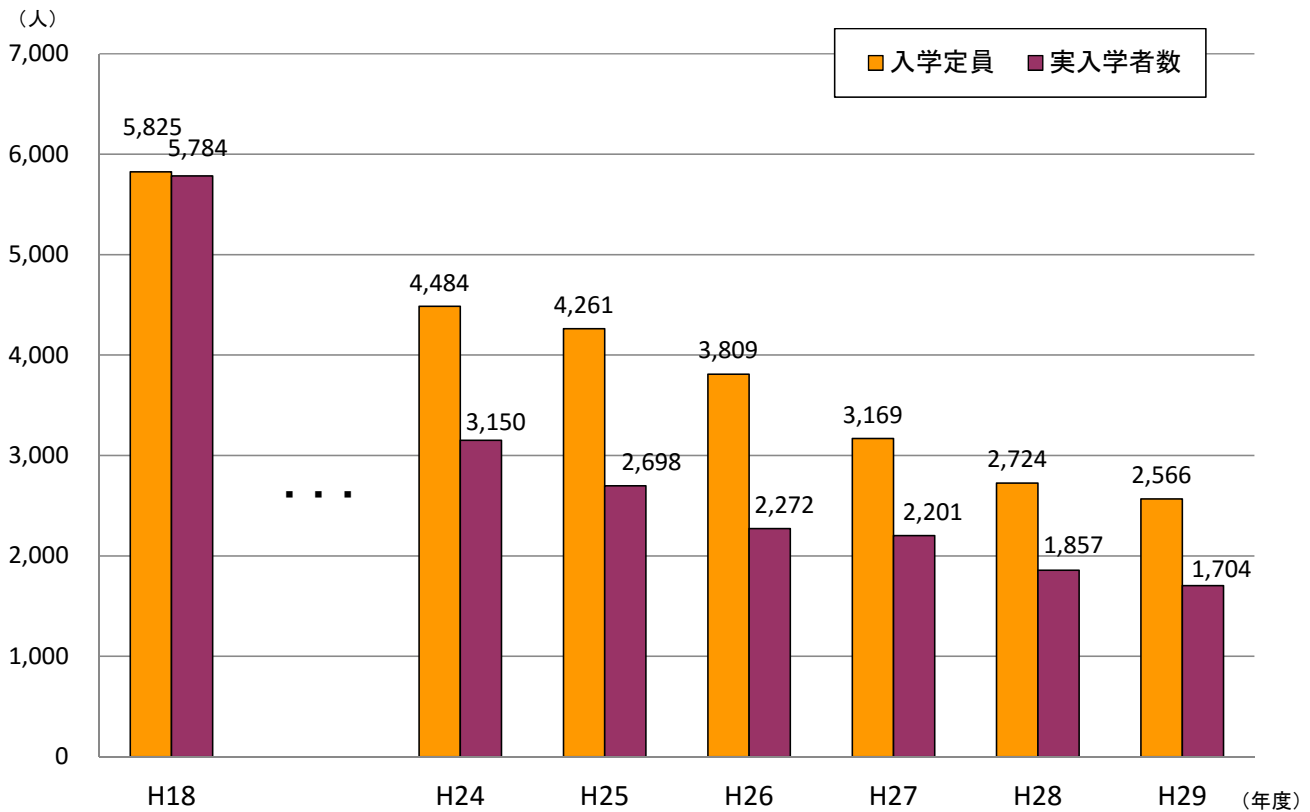
## 法科大学院における平成29年度の入学者選抜の状況

(平成29年4月1日現在 文部科学省専門職大学院室調べ)

	入学定員	志願者数	受験者数	合格者数	競争倍率 <sup>*</sup> (受験者数/合格者数)	入学者数	入学定員充足率 (入学者数/入学定員)
平成29年度	2,566人	8,160人	7,449人	3,698人	2.01	1,704人	0.66
〔平成28年度と平成29年度の比較〕	〔▲158人 (▲5.8%)〕	〔▲118人 (▲1.4%)〕	〔▲69人 (▲0.9%)〕	〔▲344人 (▲8.5%)〕	〔+0.15〕	〔▲153人 (▲8.2%)〕	〔▲0.02〕
平成28年度	2,724人	8,278人	7,518人	4,042人	1.86	1,857人	0.68
ピーク時	5,825人 (平成19年度)	72,800人 (平成16年度)	40,810人 (平成16年度)	10,006人 (平成18年度)	4.44 (平成16年度)	5,784人 (平成18年度)	1.03 (平成16年度)
〔ピーク時と平成29年度の比較〕	〔▲3,259人 (▲55.9%)〕	〔▲64,640人 (▲88.8%)〕	〔▲33,361人 (▲81.7%)〕	〔▲6,308人 (▲63.0%)〕	〔▲2.43〕	〔▲4,080人 (▲70.5%)〕	〔▲0.37〕

\* 文部科学省では、「競争倍率2倍」を客観指標として、認証評価において利用を促す等の取組を行っている。今年度入学者選抜を行った法科大学院43校を個別にみると、**競争倍率2倍以上の法科大学院が25校から32校に増加、1.5倍未満の法科大学院が8校から3校に減少**しており、競争倍率が2倍を下回っていた法科大学院において引き続き改善がみられる。

# 法科大学院の入学定員及び入学者数の推移

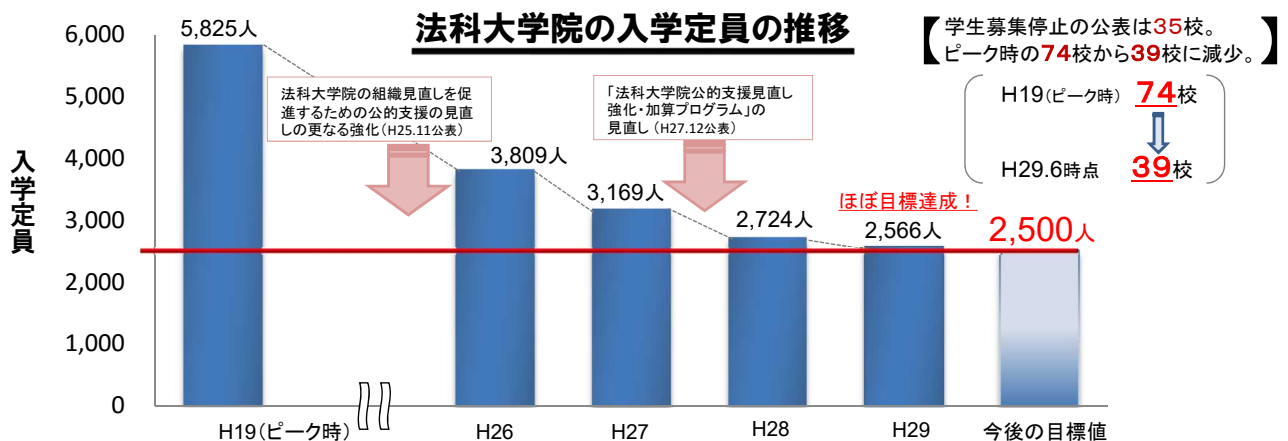


\* 「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）においては、司法試験合格者は、1,500人を下回らないこととされており、これを基に文部科学省において、目指すべき法科大学院の定員規模を2,500人程度と設定

## 法科大学院の入学定員の推移と当面の目指すべき規模

- これまで、公的支援の見直し強化策等を通じて法科大学院の自主的な組織見直しを促進してきた結果、平成29年度の入学定員は2,566人となり、法曹人口についての推進会議決定(※)を踏まえて設定した法科大学院の目指すべき定員規模(「当面2,500人程度」)を概ね達成。
- これを受け、今後は志願者数の確保がより重要な課題となることから、平成28年12月に、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の運用見直しを行った。

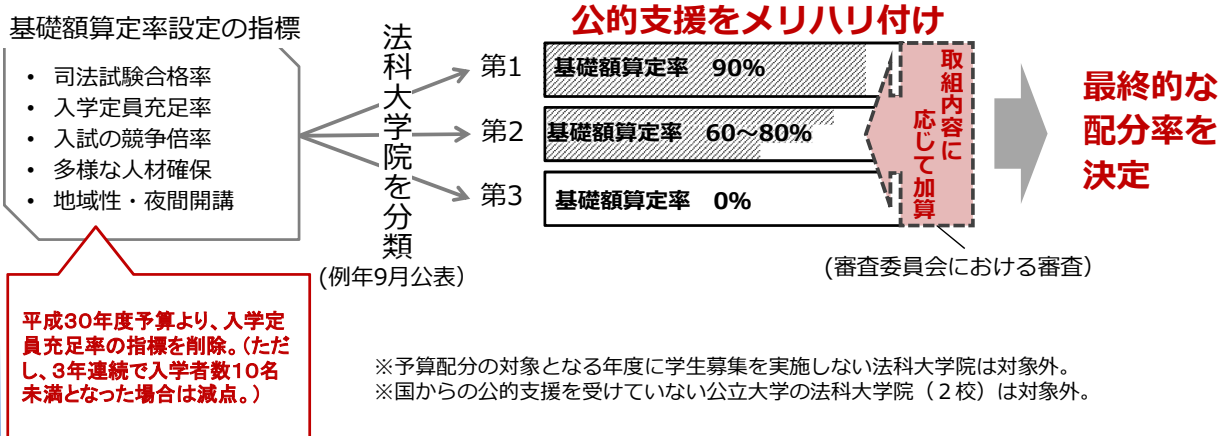
※【法曹養成制度改革推進会議決定(平成27年6月30日) 第2 今後の法曹人口の在り方 より】  
 当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。



# 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム

- 文部科学省では、平成27年度予算より、各法科大学院に対する公的支援(国立大学運営費交付金、私立大学等経常費補助金)についてメリハリのある予算配分を実施。  
※司法試験合格率や定員充足率等の客観的指標に基づき法科大学院を3類型に分類し、基礎額算定率を設定するとともに、各法科大学院から提案された取組の内容に応じて加算率を設定。
- これまで、定員充足率と競争倍率の両方を指標として設定することにより、組織見直しを強く促す形となっていたところ、平成30年度予算からは定員充足率の指標を削除することにより、競争倍率の向上につながる、志願者確保のための取組を促すこととしている。

## 公的支援の見直し強化・加算プログラム【H27予算から適用】



4

## 認証評価の厳格化

- 各法科大学院は学校教育法上の規定に基づき、認証評価を5年以内ごとに受審することとされている。
- 現在、法科大学院の認証評価は大学改革支援・学位授与機構、日弁連法務研究財団、大学基準協会の3機関において実施されており、各機関が文部科学省令に基づき大学評価基準を定めている。
- 平成27年3月、文部科学省令を改正し、入学者選抜における競争倍率、入学定員充足率、入学者数、司法試験合格率という客観的指標を評価基準として活用し、認証評価基準への適合・不適合の判定の厳格化を図ることとした。
- 平成28年1月までに上記3機関はそれぞれの認証評価基準を改正しており、平成28年度からの認証評価においては新基準のもと判定が行われることになっている。(平成32年度までに全法科大学院が新しい基準による評価を受審終了予定)

## 大学評価基準の改正例

- ◆ **司法試験合格率**：大学改革支援・学位授与機構の大学評価基準の例(H27.6改正)  
【1-1教育の理念及び目標 1-1-2重点基準(教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。)解釈指針1-1-2-2】  
次の各号に定める司法試験の合格状況に関する指標のいずれかに該当する場合には、教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されているとはいえない。ただし、法学未修者教育や夜間開講の実施状況、司法試験の合格率の改善状況等の個別の事情等を勘案し、判断するものとする。  
(1) 5年の評価期間中に実施される各年度の司法試験について、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する司法試験に合格した者の割合が全国平均の割合の2分の1に満たない年度が、評価を実施する年度を含めて3回以上あること。  
(2) 5年の評価期間中に実施される司法試験について、評価を実施する年度の前年度の末までの5年間に当該法科大学院を修了した者に対する、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験し合格した者の割合が、全国平均の割合の2分の1に満たないこと。
- ◆ **入学者選抜における競争倍率**：日弁連法務研究財団の大学評価基準の例(H27.12改正)【2-1入学者選抜 3.解説】  
入学者選抜試験の受験者数が入学定員を下回る場合、競争倍率(受験者数÷合格者数)が2倍を下回る場合などには、「法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者」を選抜するよう特に慎重な配慮、取り組みが要求される。
- ◆ **入学定員充足率**：大学基準協会の大学評価基準の例(H27.11改正)【4.学生の受け入れ 定員管理、留意事項(1)】  
・ 入学定員に対する入学者数比率と収容定員に対する在籍学生数比率が、それぞれ過度(10%以上)の超過、又は過度(50%以上)の不足となっていないこと。  
・ 入学者数が、10名未満となっていないこと。

文部科学省としては、各認証評価機関において、厳格化された新基準に基づき認証評価が公正かつ適確に実施されることを確保するべく、各機関における新基準の運用状況を注視していく。

5

# 法科大学院教育状況調査

- 文部科学省では、**入学者選抜における競争倍率**(目安:2倍)、**入学定員充足率**(目安:50%)／**入学者数**(目安:10名)、**司法試験合格率**(目安:全国平均の半分)という**客観的指標**を示し、認証評価での活用を促している。
- これらの**客観的指標に照らして課題があると認められる法科大学院に対して、教育の実施状況等を調査**した。
- 実施に際しては、中央教育審議会 法科大学院特別委員会の協力のもと、文部科学省において行った。

## 調査手順の概要

- ① 客観的指標に照らして課題があると認められる法科大学院に対して**書面調査**を実施(平成28年8月～9月)
- ② 書面調査結果と司法試験結果を踏まえ、更なる調査が必要と認められる法科大学院に対して**ヒアリング調査**を実施(平成28年10月)
- ③ ヒアリング調査結果を踏まえ、更なる調査・助言が必要と認められる法科大学院に対して**実地調査**を実施(平成28年12月)

## 調査結果の概要

### ◆ 多くの法科大学院が改善に向けた取組に着手している

多くの法科大学院において、客観的指標に関する課題についての原因分析及び自己評価が行われており、それに基づき、改善へ向けた取組に着手していることが確認できた。原因分析及び自己評価が十分に行われていない法科大学院に対しては改善に向けた助言を行った。

### ◆ 組織的に改善に向けて取り組むことが必要

改善に向けた取組が組織全体としての取組になっていない法科大学院も確認された。そのような法科大学院においては、取組を効果的に行うため、個々の教員の取組にとどまらず、法科大学院長等の責任者の主導の下に、法科大学院全体として組織的に改善に取り組むことが必要。

6

# 共通到達度確認試験(仮称)

- 共通到達度確認試験(仮称)は、各法科大学院が共通して**客観的かつ厳格に進級判定を行うことができるよう、全法科大学院が共通の問題を用いて統一的に学生の到達度を確認するための試験**。
- 現在、平成30年度の本格実施に向けて、運営を担う大学(東京大学、一橋大学、京都大学(平成28年度から神戸大学を追加))を中心に試行が進められており、平成30年3月に4回目の試行試験を実施。

## 【第1回試行(H27.3.12)】1年次学生(未修者)を対象に、憲法・民法・刑法の3科目を実施

### 第1回試行のポイント

- ◆ 正誤式問題と多肢選択式問題を用いたマークシート方式
- ◆ 「共通的な到達目標モデル※」に則した出題
- ◆ **57校の484名**の学生が受験(対象811名)
- ◆ 最高点・最低点・平均点、得点分布表、設問ごとの正解・正答率の一覧等のデータを公表

※すべての法科大学院において共通して学修することが求められる内容及び水準(ミニマム・スタンダード)を示すものとして、2010年に策定された。

## 【第2回試行(H28.3.14)】2年次学生(未修者・既修者)まで対象を拡大

### 第2回試行のポイント(第1回試行からの変更点を主に記載)

- ◆ 対象者を拡大(1年次学生(未修者)に加え、**2年次学生(未修者・既修者)も対象**)
- ◆ 各学年とも共通の問題(科目:憲法・民法・刑法)を用いて実施
- ◆ **60校の1,153名**の学生が受験(対象3,139名)
- ◆ **受験者の法科大学院における成績等との比較分析を行うためのデータを収集**

## 【第3回試行(H29.3.16)】7科目まで科目を拡大

### 第3回試行のポイント(第2回試行からの変更点を主に記載)

- ◆ 刑事訴訟法・民事訴訟法・商法・行政法の**4科目を追加**(2年次学生(未修者・既修者)が対象)
- ◆ **1年次学生と2年次学生で共通問題と学年別問題を組み合わせる実施**(科目:憲法・民法・刑法)
- ◆ 学年別問題を使用することで学修の成果をより効果的に把握することが可能かどうかを検証

## 【第4回試行(H30.3.15)】1・2年次学生を対象に、憲法・民法・刑法の3科目を実施

- ◆ 第3回試行試験の結果を踏まえ、**1年次学生と2年次学生で共通の問題で実施**(科目:憲法・民法・刑法)

平成30年度を目途とした本格実施に向け、以降も検討・試行を重ねる。

7

# 統一適性試験の在り方

- 統一適性試験は、公平性、開放性、多様性という法科大学院の基本理念に基づき、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するため、全志願者について、法律学についての学識ではなく、**法科大学院における履修の前提として要求される資質を試す試験**。
- 入学者選抜を取り巻く状況の大きな変化を受け、中教審法科大学院特別委員会において、**平成31年度入試から利用を任意化**することを提言。
- 文部科学省において、**平成31年度以降の未修者選抜等のガイドラインを策定**。

## 法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン【概要】(平成29年2月13日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会)

### <趣旨>

- ◆ 統一適性試験の任意化後においても、「公平性、開放性、多様性」といった理念を堅持しつつ、各法科大学院の創意工夫によって受験者の適性を適確かつ客観的に判定するための指針

### <具体的内容>

#### ◆ 様々な方法の組合せによる入試

- ・①小論文・筆記試験、②対面による審査、③書面による審査、④統一適性試験に類似した試験を**適切に組み合わせた入試**を実施
- ・①小論文・筆記試験と③書面による審査は**原則必須**

#### ◆ 客観性の確保

- ・各選抜方法により、**どのような能力を判定するのか公表**
- ・**配点や採点基準を明確に定め**、出題趣旨も含めて可能な範囲で公表
- ・出題趣旨や採点基準、配点を公表しない場合は外部有識者から意見聴取
- ・試験前後の内部チェック体制構築

#### ◆ 既修者選抜

- ・少なくとも憲法、民法、刑法については、論点の暗記のみによっては対応できない記述式試験を実施
- ・法律科目試験については出題趣旨を公表
- ・その他未修者選抜に準じた客観性の確保

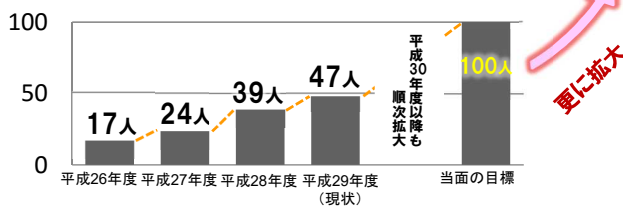
8

## 早期卒業・飛び入学制度を活用した時間的負担の軽減

- 法科大学院では、学部での早期卒業(※1)による入学や、法科大学院への飛び入学(※2)を受け入れており、これが法学既修者コース(修業年限2年)と組み合わせる場合には、**5年間(3年+2年)で司法試験受験資格を得ることができる**。
- 文部科学省としては、各法科大学院における早期卒業・飛び入学制度の活用を促すため、「**法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム**」において、**同制度を活用した取組には公的支援の加算を行うこと**としている。

※1 在学3年間で卒業 ※2 学部3年次終了時点で大学院に入学、学部は中退扱い

早期卒業・飛び入学制度を活用した既修者コースへの入学者数



【法曹養成制度改革推進会議決定(平成27年6月30日) 第3法科大学院 2.具体的方策 (3)経済的・時間的負担の軽減】  
文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在籍した後、法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。

## 各法科大学院における取組事例 ※平成29年度審査で加算対象となった早期卒業・飛び入学に関する取組(計9取組)

北海道 東北	学部からの一貫教育を目指した「先導的な教育システムの構築」 他大学も含めた学部との連携による法曹志願者拡大プログラム 〔法学部に法曹養成コースを設置し、早期卒業・飛び入学の活用により5年一貫教育を実施。〕
名古屋	学部連携5年一貫法曹養成プログラム 〔学部と連携した進学説明会開催、特別授業開講とともに、専用自習室、法律情報データベース等が利用可能な学習環境を整備し、飛び入学等を利用した5年一貫教育を提供する。〕
京都	「3年次飛び入学」の活用及び学部との連携強化による法曹養成プロセスの構築 〔法学系学部3年次に在学する優秀な学生に、早期に法科大学院に入学する道を開き、法科大学院を経て法曹の道に進むことを志せるようにするため、法学既修者枠への出願資格を認める「3年次飛び入学」を実施〕
大阪 神戸	コンタクトチャートシステムを活用した質の保障を伴う短期法曹養成のための教育改革の取組 飛び入学等を活用した学部教育との連携のネクストステージ 〔3年次飛び入学制度、学部のカリキュラム改革等により、学部・LS連携を強化し、既修者については、学部3年+LS2年モデルにより、学生の時間的・経済的負担を軽減する。〕
創価 同志社	法学部教育と連携した法曹養成プログラム 法学部との連携に基づく一貫教育プログラム 〔法学部との連携による学部段階での学修支援の充実や優秀者に対する早期卒業制度の活用などにより、一貫した教育プログラムを構築〕
関西学院	早期卒業支援を軸とした法学部教育との連携プログラム

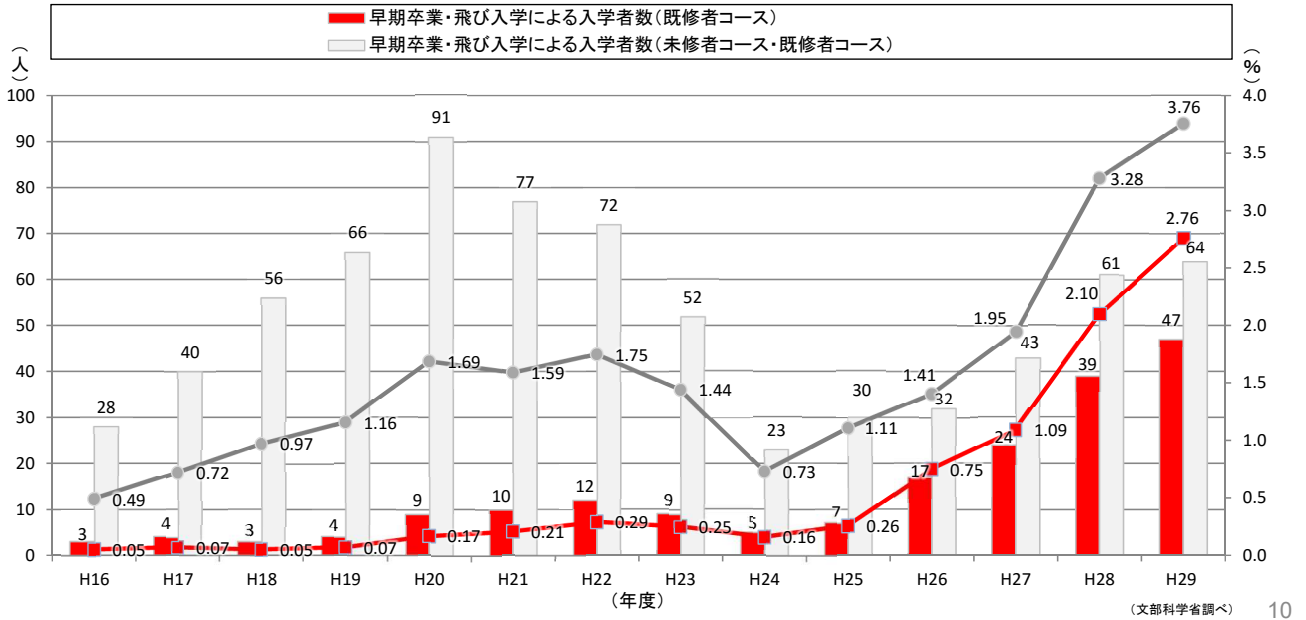
今後 早期修了コースを確立させ、将来的には更なる拡大を目指す。

9

# 早期卒業・飛び入学制度を活用した入学者数

○ 早期卒業・飛び入学制度を利用した既修者コースへの入学者数は平成24年度以降一貫して増加しており、平成29年度には47名が早期卒業・飛び入学制度を活用して既修者コースへ入学している。

	早期卒業・飛び入学による入学者数 (当該年度の入学者数全体に占める割合)													
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
既修者(人)	3 (0.05%)	4 (0.07%)	3 (0.05%)	4 (0.07%)	9 (0.17%)	10 (0.21%)	12 (0.29%)	9 (0.25%)	5 (0.16%)	7 (0.26%)	17 (0.75%)	24 (1.09%)	39 (2.10%)	47 (2.76%)
合計(人) ※ 未修者・既修者	28 (0.49%)	40 (0.72%)	56 (0.97%)	66 (1.16%)	91 (1.69%)	77 (1.59%)	72 (1.75%)	52 (1.44%)	23 (0.73%)	30 (1.11%)	32 (1.41%)	43 (1.95%)	61 (3.28%)	64 (3.76%)



## 早期卒業・飛び入学制度の状況

- 早期卒業・飛び入学制度を活用して入学した学生の司法試験合格率(※)は、64.1%であり、法科大学院修了者全体の司法試験合格率よりも高くなっている。
- 早期卒業・飛び入学制度を活用して既修者コースに入学した学生の法科大学院修了後1年目の司法試験合格率(※)は、56.6%であり、既修者コース修了者全体の修了後1年目の司法試験合格率よりも高くなっている。

※平成17～28年度修了者の司法試験合格率

### 司法試験合格状況について

	平成17～28年度修了者の司法試験合格状況			うち早期卒業・飛び入学により入学した者の司法試験合格状況		
	修了者数[人] (全体に占める割合)	合格者数[人] (全体に占める割合)	合格率	修了者数[人] (全体に占める割合)	合格者数[人] (全体に占める割合)	合格率
未修者コース	21,633 (50.5%)	7,238 (34.5%)	33.5%	439 (1.0%)	278 (1.3%)	63.3%
既修者コース	21,199 (49.5%)	13,752 (65.5%)	64.9%	99 (0.2%)	67 (0.3%)	67.7%
計	42,832 (100%)	20,990 (100%)	49.0%	538 (1.3%)	345 (1.6%)	64.1%

### (参考:法科大学院修了後1年目の司法試験合格状況について)

	平成17～28年度修了者における法科大学院修了後1年目の司法試験合格状況			うち早期卒業・飛び入学により入学した者の司法試験合格状況		
	修了者数[人] (全体に占める割合)	合格者数[人] (全体に占める割合)	合格率	修了者数[人] (全体に占める割合)	合格者数[人] (全体に占める割合)	合格率
未修者コース	21,633 (50.5%)	3,587 (28.1%)	16.6%	439 (1.0%)	188 (1.5%)	42.8%
既修者コース	21,199 (49.5%)	9,177 (71.9%)	43.3%	99 (0.2%)	56 (0.4%)	56.6%
計	42,832 (100%)	12,764 (100%)	29.8%	538 (1.3%)	244 (1.9%)	45.4%

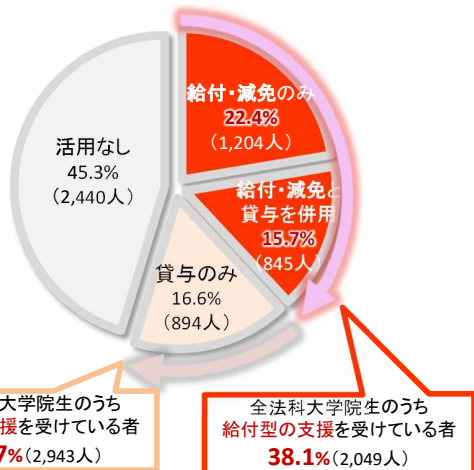
# 経済的支援の充実

- 法科大学院の授業料(年額)は国立で80.4万円、私立で約109.5万円(※1)となっており、こうした経済的負担軽減のため、日本学生支援機構による奨学金に加え、各大学において多様な奨学金・授業料減免制度が設けられている。
- 法科大学院生が活用している経済的支援の約6割は**各大学独自の制度**によるものとなっている。
- **約4割**の法科大学院生が各大学が独自に設けている**給付型の支援**(※2)を受けている。
- 日本学生支援機構における奨学金のうち、**有利子奨学金の場合、貸与月額は法科大学院の場合最大で22万円、その他の学生の場合15万円**となっている。

※1 平成29年度入学者選抜を行っている大学の実績を基に試算

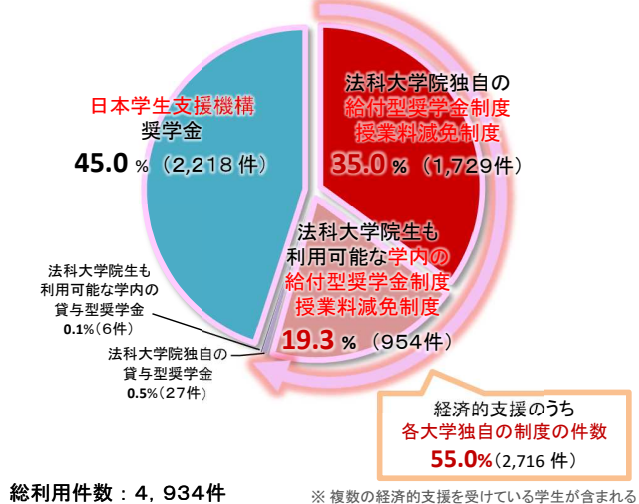
※2 給付型の支援…給付型奨学金及び授業料や入学金の減額・免除

法科大学院生における奨学金等の活用割合(平成28年度)



法科大学院生：5,383人(平成28年度在籍者総数)

法科大学院生が活用している経済的支援の内訳(平成28年度)



※複数の経済的支援を受けている学生が含まれる

※文部科学省調査

12

## 各大学における経済的支援について

- **大半(86%)の法科大学院が独自の給付型の支援制度**を設けている。
- 大学全体としての制度を含めると、**全ての法科大学院(59校)**において**給付型の支援制度**が設けられている。

※給付型の支援…給付型奨学金及び授業料や入学金の減額・免除

法科大学院独自の経済的支援制度(51校/59校中)

— うち給付型奨学金を設けている(i)	41校(約69%)
— うち減免制度を設けている(ii)	21校(約36%)
— うち貸与型(無利子)制度を設けている	8校(約14%)
— うち貸与型(有利子)制度を設けている	2校(約3%)

※複数の経済的支援制度を設けている法科大学院があるため、各項目の校数の和は51校とはならない。



(i) 法科大学院独自の給付型奨学金(41校)

- ・法科大学院全体の約3割にあたる**16校が100万円以上(年間授業料相当額)を給付**する制度を設けている。

給付額(年額)	校数
100万円以上	16校
50万円以上100万円未満	30校
30万円以上50万円未満	25校
10万円以上30万円未満	9校
10万円未満	2校

※複数の給付型奨学金を設けている法科大学院があるため、各項目の校数の和は41校とはならない。

(ii) 法科大学院独自の減免制度(21校)

- ・法科大学院全体の約3割にあたる**20校が授業料全額を減免**する制度を設けている。

減免対象	校数
入学金	6校
授業料全額	20校
授業料半額(半期分含む)	8校
授業料半額以下	3校
その他(施設費のみ等)	8校

※複数の減免制度を設けている法科大学院があるため、各項目の校数の和は21校とはならない。



# 日本学生支援機構による奨学金

	無利子奨学金	有利子奨学金
学力基準 (大学の推薦による)	成績が特に優れた学生	学修意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがある学生
家計基準 配偶者の収入を含む本人の収入金額合計(※1)	299万円以下 (389万円以下※2)	536万円以下
平均貸与額 (年間)	92万円 月額5・8.8万円から選択	146万円 月額5・8・10・13・15・19・22万円から選択 <b>(19・22万円は法科大学院生のみ)</b>
返還期間	最長20年間 卒業後低収入(給与所得の場合300万円以下)の場合は返還期限を猶予	
貸与人員	無利子奨学金と有利子奨学金の併用貸与: 362人 無利子奨学金のみ貸与: 1,150人 有利子奨学金のみ貸与: 109人	
その他	<b>【成績優秀者の返還免除制度】</b> ・貸与終了者のうち <b>3割が対象</b> ・法科大学院生で免除対象となった者: <b>299人</b> (平成28年度)	<b>【入学時特別増額貸与奨学金】</b> 入学直後の貸与月額に増額可能 (10・20・30・40・50万円から学生が選択)

(平成28年度実績)

※1「本人の収入」… 定職、アルバイト、父母等からの給付、奨学金、その他の収入により本人が1年間に得た金額

**貸与基準を満たす希望者全員に貸与**

※2 特別な事情がある等により認められる場合

14

## 法科大学院教育におけるICTの活用について

○地方在住者や、働きながら法曹を目指す社会人が法科大学院で学ぶ機会を適切に確保するため、討論や質疑が可能なオンライン授業の本格的な普及の促進に向けた取組を実施。

### ①平成27年度 法科大学院教育におけるICTの活用に関する調査研究(中央大学に委託して実施)

#### <調査概要>

- ◆ 遠隔授業システムを用いた地方の法科大学院への授業配信(サテライト形式)や、タブレット端末を利用した受講や、オンデマンド形式を組み込んだ授業を実施。
- ◆ 授業配信によるサテライト形式の授業及びオンデマンド形式による授業は概ね好評価であった。
- ◆ 大規模かつ双方向・多方向型の授業及び小規模かつゼミ形式の授業では概ね好評価であった。
- ◆ ICTを活用した授業の水準向上のため、以下のような課題が指摘された。
  - ー 授業内容を事前提示するなどの授業運営の工夫や、質問等をweb上で可能とするなど、学修環境の整備が必要。
  - ー 教育水準維持のための設備面・技術面のコスト確保や、授業を担当する教員のスキル向上が必要。

### ②平成28年度 法科大学院教育におけるICTの活用に関する調査研究協力者会議

- ◆ 法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ、地方在住者や有職社会人が法曹を取得するための途の確保や、地理的制約を超えた法科大学院間連携による教育の質の向上、実務家等のキャリアアップの機会の確保を目的に、法科大学院教育におけるメディア授業の本格的な普及を促進することについて検討。
- ◆ 主な検討結果
  - ー 専門職大学院設置基準第8条2項に規定される「教育効果要件\*」など関係法令への適合性判断に関する一定の指針を示すことにより、解釈を明確化
    - \* 設置基準上、「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」について、メディア授業の実施が可能となっている
  - ー 最低限必要となるシステム環境、メディア授業に合わせたFDの必要性、法科大学院認証評価との関係、地方大学の法学部や募集停止法科大学院の知的資産の有効活用の検討などについて言及

### ③各法科大学院の取組事例 ※平成29年度公的支援見直し・加算プログラムで加算対象となった取組

#### <特に優れた取組>

- ◆ 筑波大学 教育アクセスの実効性を一層高めるため、地方を結ぶ「サテライト方式」、出張先等の社会人学生を結ぶ「モバイル方式」による同時性と双方向・多方向性を確保したオンライン授業を実施

#### <優れた取組> ◆中央大学 ◆甲南大学

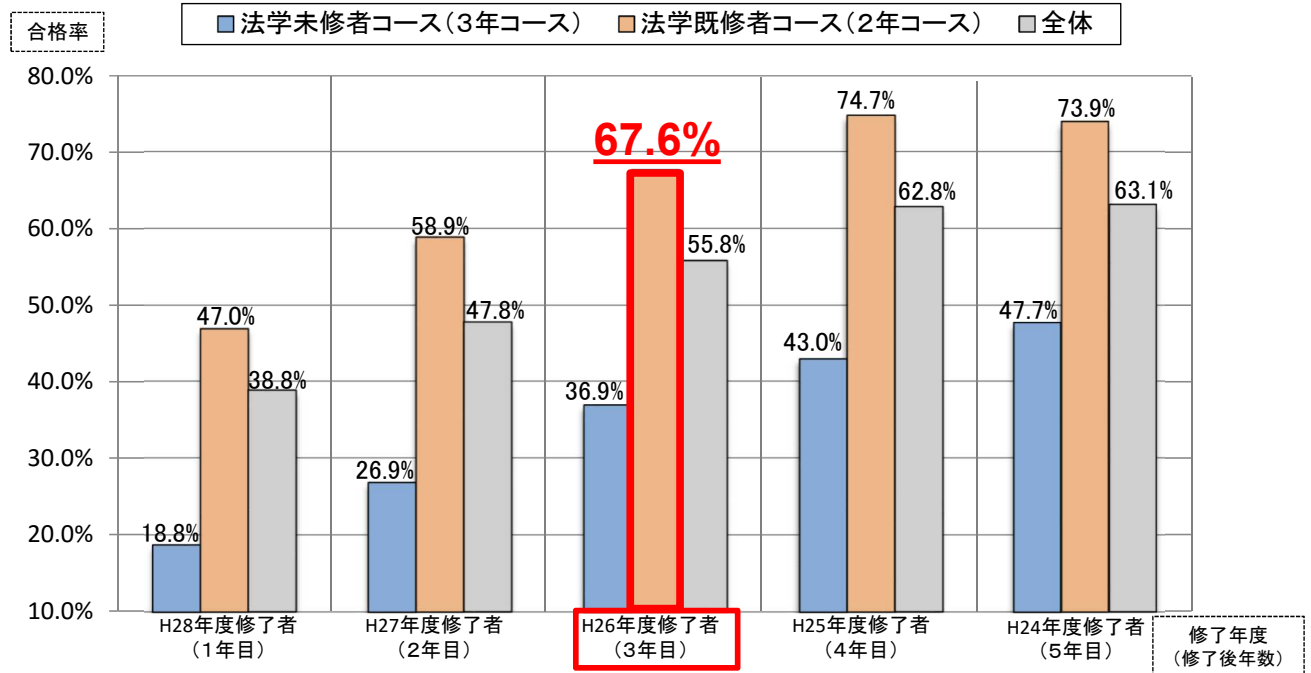
平成30年度を目途に法科大学院教育におけるICT活用の本格的な普及の促進を目指す。

15

# 直近の修了年度別司法試験累積合格率

法学既修コース修了者 ■ は修了後3年目で累積合格率 **約7割**

法学未修コース修了者 ■ は修了後5年目で累積合格率 **約5割**



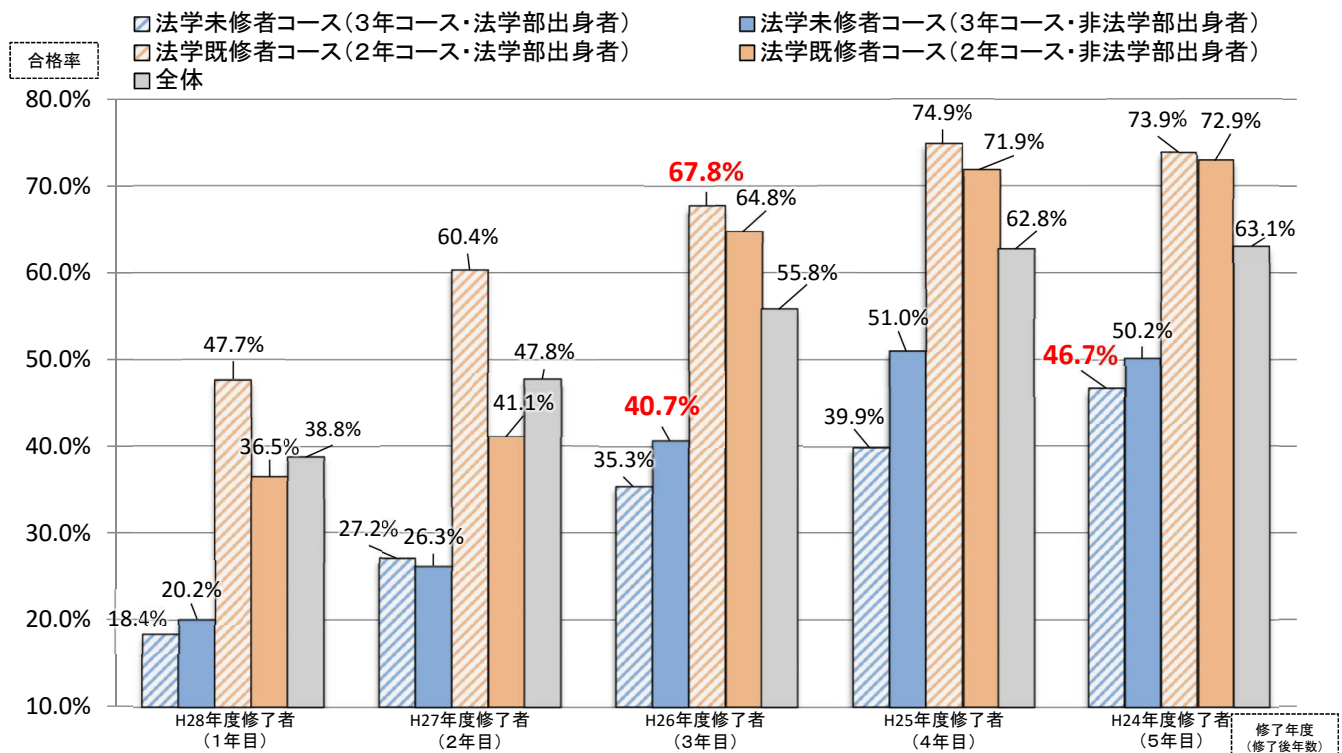
※ 募集停止・廃止校を除く39校を対象として、平成29年司法試験までのデータを用いて算出している。(平成29年9月時点)  
 ※ 司法試験累積合格率は、法科大学院修了者数のうちの司法試験実受験者数を用いて算出している。

# 直近の修了年度別司法試験累積合格率(法学・非法学部別)

法学既修コース修了者 (うち法学部出身者 ■) は修了後3年目で累積合格率 **約7割**

法学未修コース修了者 (法学部 ■、非法学部出身者 ■) は修了後5年目で累積合格率 **約5割**

法学未修コース修了者 (うち非法学部出身者 ■) は修了後3年目で累積合格率 **約4割**

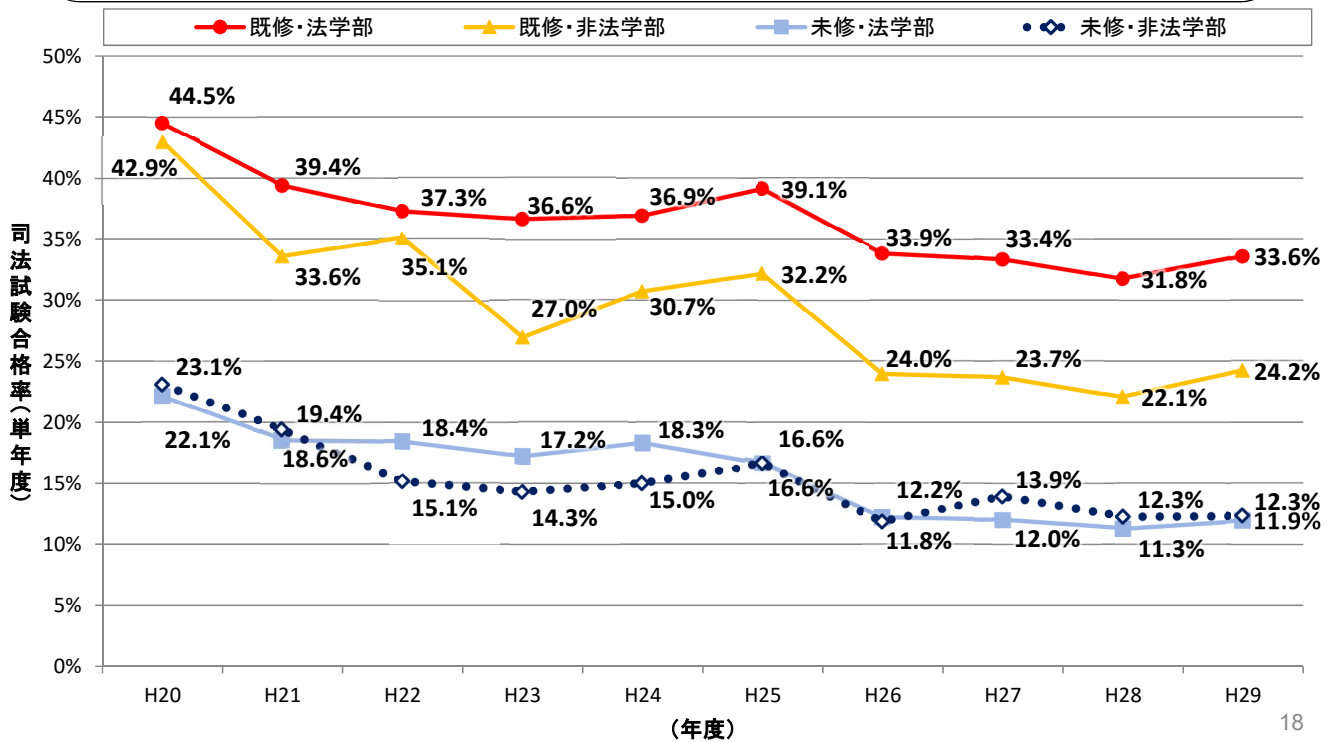


※ 募集停止・廃止校を除く39校を対象として、平成29年司法試験までのデータを用いて算出している。(平成29年9月時点)  
 ※ 司法試験累積合格率は、法科大学院修了者数のうちの司法試験実受験者数を用いて算出している。

# 既修・未修、法学部・非法学部別 司法試験合格率の推移

- ・ 法学既修コース修了者(法学部出身)の司法試験合格率が最も高い。
- ・ 近年、法学未修コース修了者(法学部出身)の司法試験合格率が最も低い。

※ 平成29年司法試験受験者(法科大学院修了資格)に占める割合  
 法学既修コース修了 法学部 45.5% 法学未修コース修了 法学部 34.7%  
 非法学部 5.2% 非法学部 14.6%



## 独立研究科・非独立研究科別法科大学院一覧

【非独立研究科】

設置者種別	大学名	研究科名	専攻名	定員	備考
国立	北海道大学	法学研究科	法律実務専攻	50名	
国立	東北大学	法学研究科	総合法制専攻	50名	
国立	東京大学	法学政治学研究所	法曹養成専攻	230名	
国立	一橋大学	法学研究科	法務専攻	85名	
国立	名古屋大学	法学研究科	実務法曹養成専攻	50名	
国立	京都大学	法学研究科	法曹養成専攻	160名	
国立	神戸大学	法学研究科	実務法律専攻	80名	
国立	九州大学	法務学府	実務法学専攻	45名	
公立	大阪市立大学	法学研究科	法曹養成専攻	30名	
私立	上智大学	法学研究科	法曹養成専攻	40名	

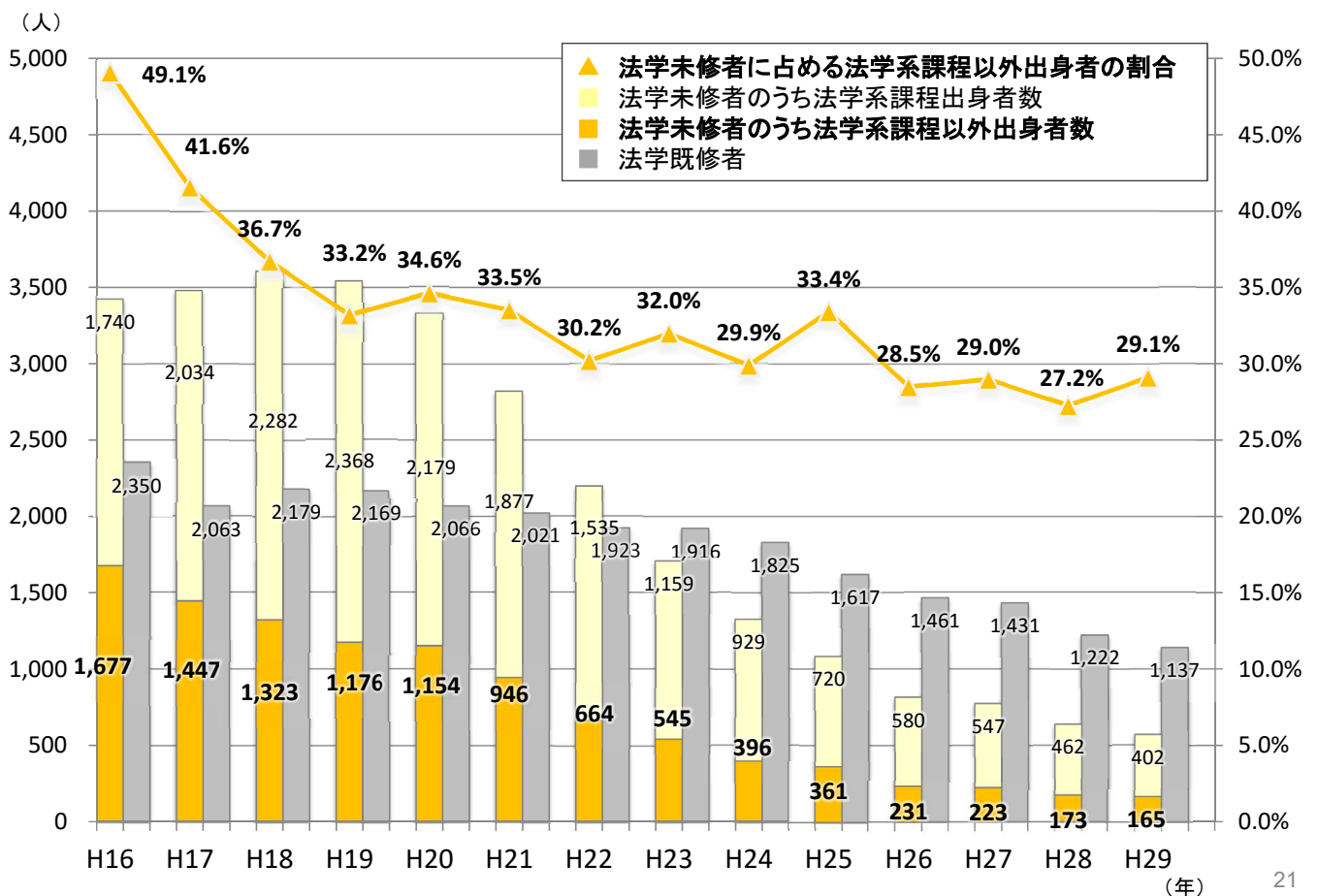
【独立研究科】

設置者種別	大学名	研究科名	専攻名	定員	備考
国立	筑波大学	ビジネス科学研究科	法曹専攻	36名	
国立	千葉大学	専門法務研究科	法務専攻	40名	
国立	横浜国立大学○	国際社会科学府	法曹実務専攻	25名	
国立	新潟大学	実務法学研究科	実務法学専攻	-	廃止
国立	金沢大学	法務研究科	法務専攻	15名	
国立	信州大学	法曹養成研究科	法曹養成専攻	-	廃止
国立	静岡大学	法学研究科	法務専攻	-	学生募集停止
国立	大阪大学	高等司法研究科	法務専攻	80名	
国立	鳥取大学	法務研究科	法曹養成専攻	-	学生募集停止
国立	岡山大学	法務研究科	法務専攻	24名	
国立	広島大学	法学研究科	法務専攻	20名	
国立	香川大学・愛媛大学	総合法務研究科	法務専攻	-	廃止
国立	熊本大学	法曹養成研究科	法曹養成専攻	-	学生募集停止
国立	鹿児島大学	司法政策研究科	法曹実務専攻	-	廃止
国立	琉球大学	法務研究科	法務専攻	16名	
公立	首都大学東京	社会科学研究所	法曹養成専攻	52名	
私立	北海学園大学	法務研究科	法務専攻	18名	学生募集停止
私立	東北学院大学	法務研究科	法務専攻	-	廃止
私立	白岡大学	法務研究科	法務専攻	-	廃止
私立	大宮法科大学院大学	法務研究科	法務専攻	-	廃止
私立	獨協大学	法務研究科	法曹実務専攻	-	廃止
私立	駿河台大学	法務研究科	法曹実務専攻	-	廃止
私立	青山学院大学	法務研究科	法務専攻	18名	学生募集停止
私立	学習院大学	法務研究科	法務専攻	30名	
私立	慶応義塾大学	法務研究科	法務専攻	220名	
私立	同志学院大学	法務研究科	法務専攻	-	学生募集停止
私立	駒澤大学	法曹養成研究科	法曹養成専攻	36名	
私立	成蹊大学	法務研究科	法務専攻	-	学生募集停止
私立	尊修大学	法務研究科	法務専攻	28名	
私立	創価大学	法務研究科	法務専攻	28名	
私立	大東文化大学	法務研究科	法務専攻	-	学生募集停止
私立	東海大学	実務法学研究科	実務法律専攻	-	廃止
私立	東洋大学	法務研究科	法務専攻	-	学生募集停止
私立	中央大学	法務研究科	法務専攻	240名	
私立	日本大学	法務研究科	法務専攻	60名	
私立	法政大学	法務研究科	法務専攻	30名	
私立	明治大学	法務研究科	法務専攻	120名	
私立	明治学院大学	法務研究科	法務専攻	-	廃止
私立	立教大学	法務研究科	法務専攻	40名	学生募集停止
私立	早稲田大学	法務研究科	法務専攻	200名	
私立	神奈川大学	法務研究科	法務専攻	-	学生募集停止
私立	関東学院大学	法務研究科	実務法学専攻	-	学生募集停止
私立	桐蔭横浜大学	法務研究科	法務専攻	30名	学生募集停止
私立	山梨学院大学	法務研究科	法務専攻	-	学生募集停止
私立	愛知大学	法務研究科	法務専攻	20名	
私立	愛知学院大学	法務研究科	法務専攻	-	廃止
私立	中央大学	法務研究科	法務専攻	-	学生募集停止
私立	南山大学	法務研究科	法務専攻	20名	
私立	名城大学	法務研究科	法務専攻	-	学生募集停止
私立	京都産業大学	法務研究科	法務専攻	-	学生募集停止
私立	同志社大学	司法研究科	法務専攻	70名	
私立	立命館大学	法務研究科	法曹養成専攻	70名	
私立	龍谷大学	法務研究科	法務専攻	-	廃止
私立	大東学院大学	法務研究科	法務専攻	-	廃止
私立	関西大学	法務研究科	法曹養成専攻	40名	
私立	近畿大学	法務研究科	法務専攻	30名	
私立	関西学院大学	司法研究科	法務専攻	30名	
私立	甲南大学	法学研究科	法務専攻	20名	
私立	神戸学院大学	実務法学研究科	実務法学専攻	-	廃止
私立	姫路獨協大学	法務研究科	法務専攻	-	廃止
私立	広島修道大学	法務研究科	法務専攻	-	廃止
私立	久留米大学	法務研究科	法務専攻	-	学生募集停止
私立	西南学院大学	法務研究科	法曹養成専攻	20名	
私立	福岡大学	法曹実務研究科	法務専攻	20名	

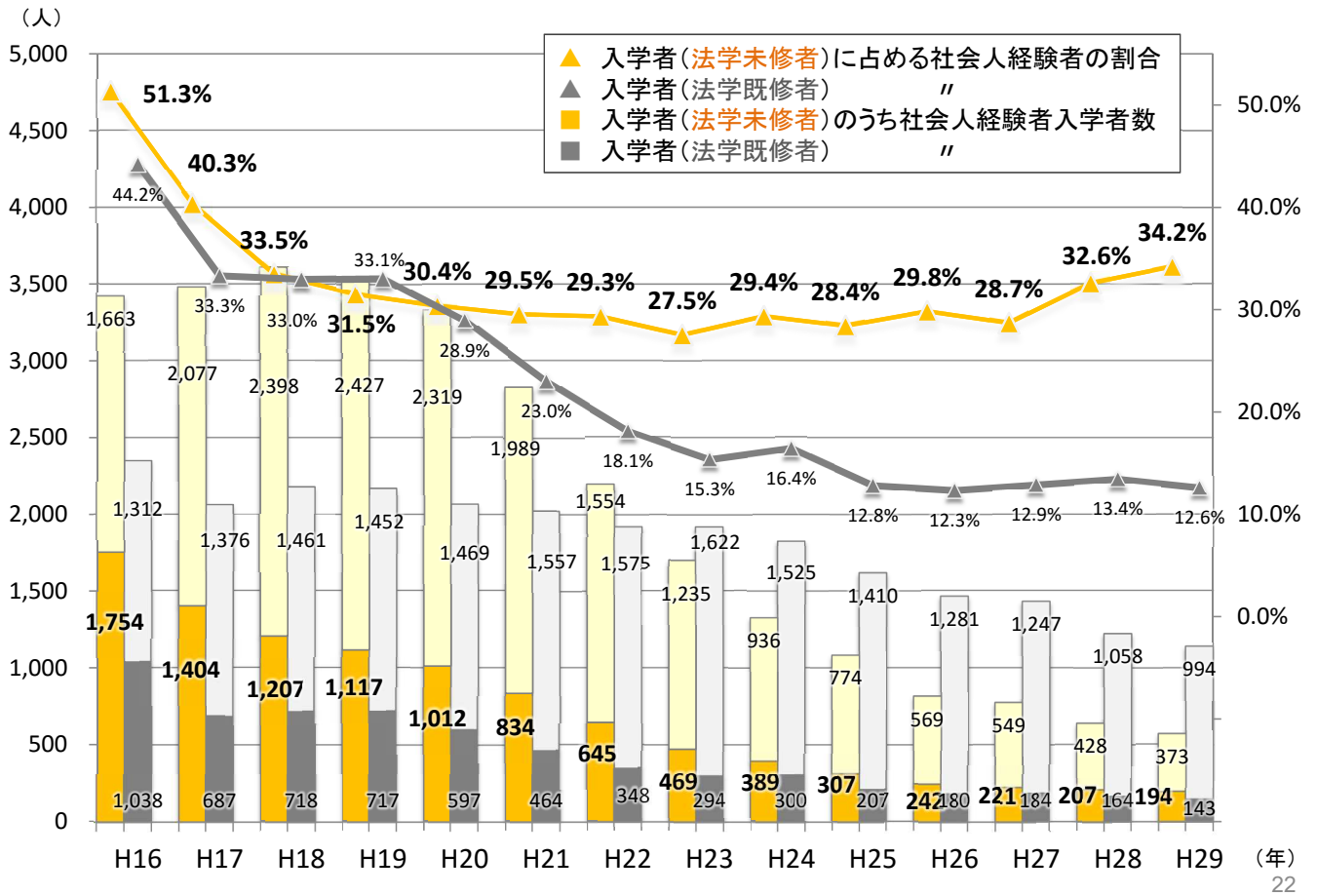
※ (○)は研究大学院と同一の研究科  
 ※ 学生募集停止・廃止校を含む74校を対象  
 ※ 定員は平成29年度入学者選抜の数値を記載

## 2. 法学未修者について

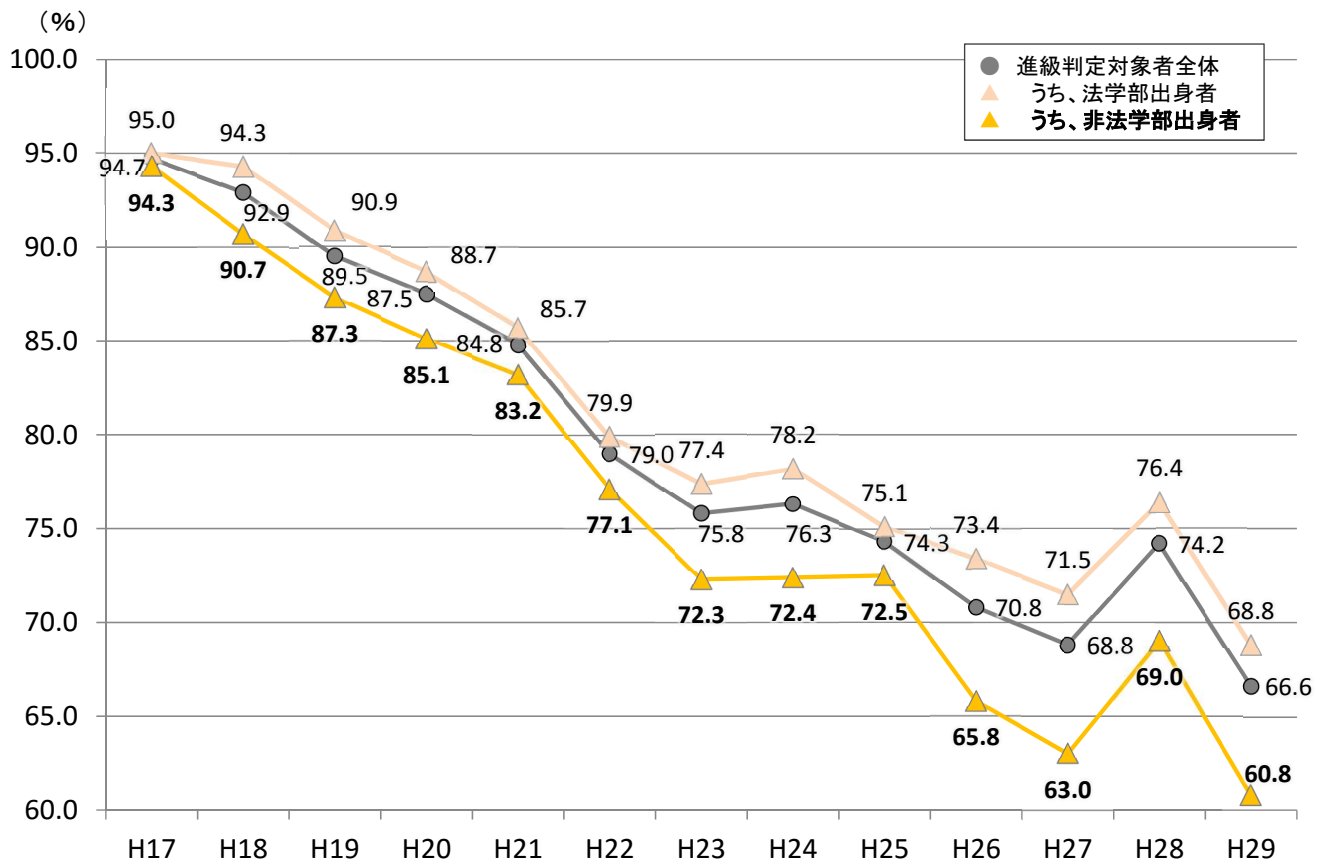
### 入学者数の推移(法学系課程関係)



## 入学者数の推移(社会人経験者関係)

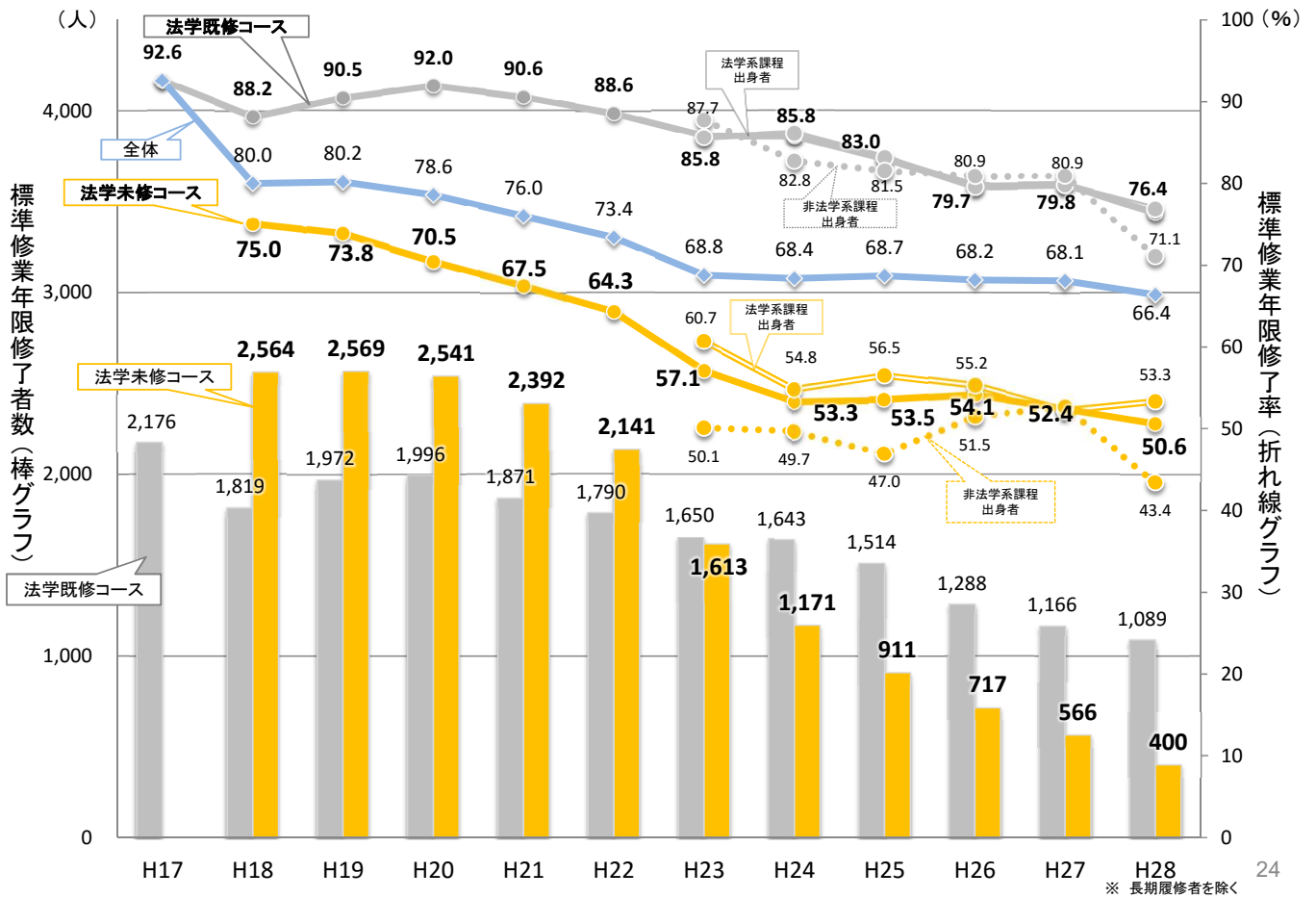


## 進級率の推移(未修1年次から2年次への進級率)



※ 長期履修者を除く

# 標準修業年限修了者数・修了率の推移

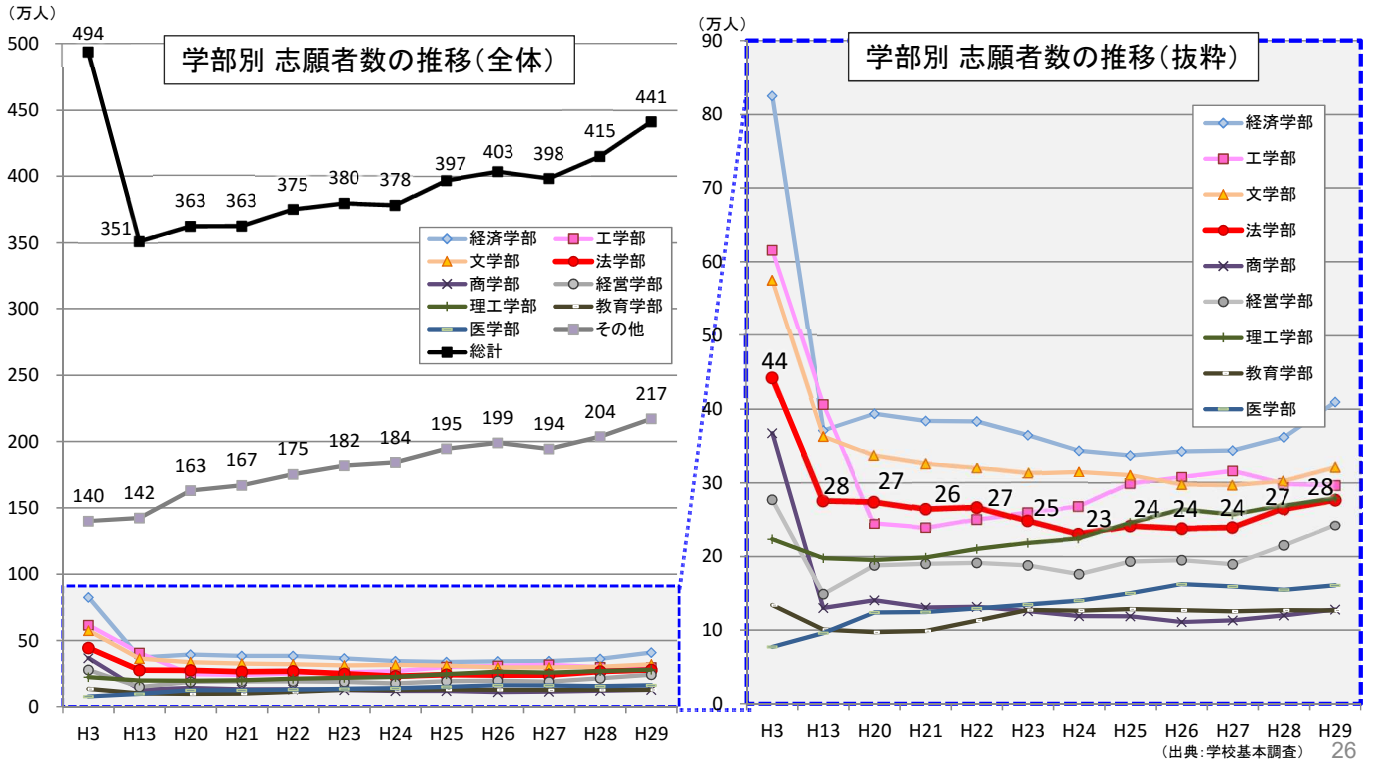


## 3. 法学部について

# 法学部を含む学部別志願者の推移

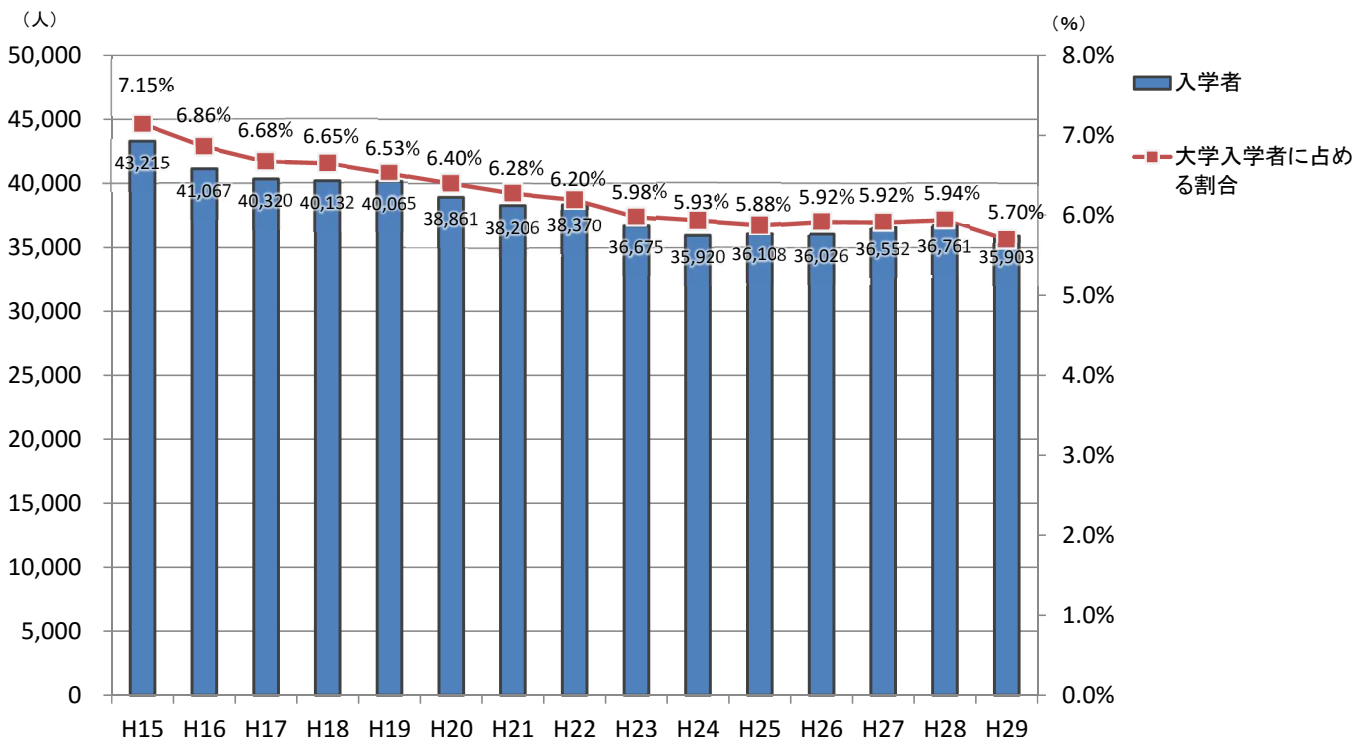
- 大学全体の志願者数は、大学進学率の上昇等により現在は増加傾向。
- 法学部をはじめとする主な学部(志願者数10万人以上)の志願者は全体として横ばい傾向。
- 一方、上記の主な学部以外に新たに設置された学部が増加し、その志願者は増加傾向。

※新設された学部の例： 異文化コミュニケーション学部、グローバル教養学部、現代マネジメント学部 等



# 法学部への入学者の推移

法学部への入学者数、大学入学者に占める割合は平成23年度頃から横ばい。



# 法学系課程への学士編入学の状況

- 平成28年度の学士編入学者(学士の学位を取得した後、学部2年次以上に編入学した者)の割合は、各学年ともに0.1%以下と低い水準。
- 学士編入学者は、平成22年度以降、減少傾向。

○平成28年度の法学系課程在学者のうち、  
学士編入学者である者の数(平成28年5月1日時点)

年次	在学者数	学士編入学者 (在学者数の内数)	学士編入学者の割合
2年	37,720人	2人	0.005%
3年	36,502人	34人	0.09%
4年	40,807人	36人	0.09%
合計	115,029人	72人	0.06%

○学士編入学により入学した者の卒業生数とその進路  
(平成21年度～平成27年度)

卒業年度	進学 (法科大学院)	進学 (法科大学院 以外)	就職	その他・不明	合計
平成21年度	4人	4人	19人	25人	52人
平成22年度	5人	3人	17人	36人	61人
平成23年度	1人	2人	12人	28人	43人
平成24年度	4人	1人	18人	25人	48人
平成25年度	1人	5人	20人	17人	43人
平成26年度	1人	5人	13人	14人	33人
平成27年度	2人	4人	14人	12人	32人

(文部科学省調べ)

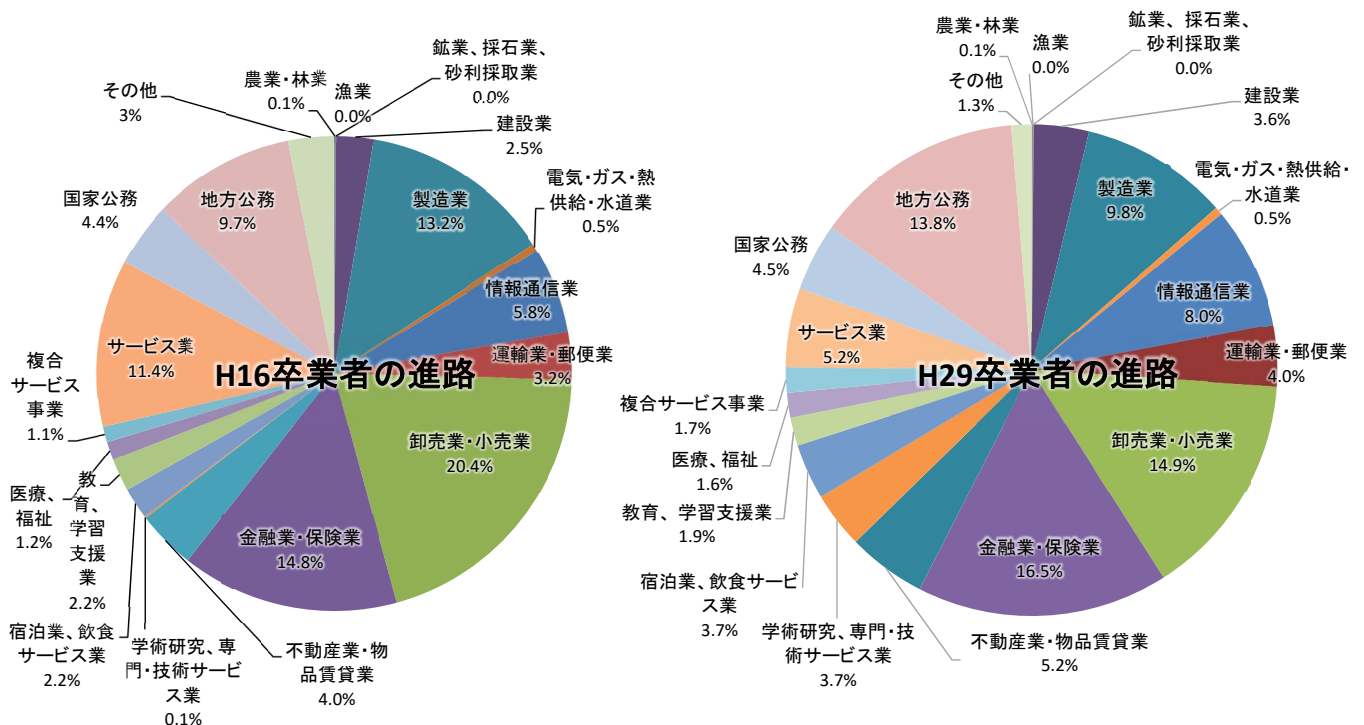
## 【参考】

○平成28年度の医学部医学科在学者のうち、  
編入学者である者の数(平成28年5月1日時点)

年次	在学者数	編入学者数 (在学者数の内数)	編入学者の割合
1-4年	9,059	216	2.3%

# 法学部卒業生の進路の推移

製造業や情報通信業、卸売業・小売業、金融業・保険業、公務を中心に、幅広い分野に人材を輩出。





## 平成29年度出身大学別法科大学院進学者数(法学系課程出身者・進学者数順)

No.	出身大学	未修者		既修者		合計(未修者+既修者)	
		うち、 早期卒業or 飛び入学	うち、 早期卒業or 飛び入学	うち、 早期卒業or 飛び入学	うち、 早期卒業or 飛び入学	合計	うち、 早期卒業or 飛び入学
1	中央大学	15	0	171	1	186	1
2	京都大学	1	0	91	7	92	7
3	東京大学	6	0	84	0	90	0
4	早稲田大学	14	1	68	1	82	2
5	慶應義塾大学	13	1	68	4	81	5
6	立命館大学	18	2	33	1	51	3
7	明治大学	12	0	32	3	44	3
8	同志社大学	3	0	38	8	41	8
9	神戸大学	2	0	34	5	36	5
10	北海道大学	9	0	24	4	33	4
11	一橋大学	3	0	27	0	30	0
12	東北大学	2	0	24	0	26	0
13	法政大学	7	0	18	0	25	0
14	関西学院大学	10	3	14	6	24	9
15	関西大学	5	1	18	0	23	1
16	大阪大学	3	0	19	0	22	0
17	九州大学	4	0	18	2	22	2
18	日本大学	6	0	15	1	21	1
19	創価大学	11	0	9	0	20	0
20	専修大学	8	1	9	0	17	1
21	青山学院大学	5	0	11	0	16	0
22	立教大学	4	0	11	0	15	0
23	名古屋大学	6	0	9	0	15	0
24	広島大学	4	0	8	1	12	1
25	岡山大学	2	0	9	0	11	0
26	上智大学	3	0	8	0	11	0
27	近畿大学	9	0	2	0	11	0
28	金沢大学	2	1	8	1	10	2
29	千葉大学	2	0	8	0	10	0
30	福岡大学	10	0	0	0	10	0
31	琉球大学	7	0	2	0	9	0
32	駒澤大学	8	0	1	0	9	0
33	新潟大学	2	0	6	0	8	0
34	学習院大学	2	0	6	0	8	0
35	明治学院大学	5	2	2	0	7	2
36	熊本大学	0	0	6	0	6	0
37	成蹊大学	2	0	4	1	6	1
38	大阪経済法科大学	3	0	3	0	6	0
39	香川大学	5	0	1	0	6	0
40	京都女子大学	6	0	0	0	6	0
41	大阪市立大学	0	0	5	0	5	0
42	龍谷大学	2	0	3	0	5	0
43	甲南大学	3	0	2	0	5	0

No.	出身大学	未修者		既修者		合計(未修者+既修者)	
		うち、 早期卒業or 飛び入学	うち、 早期卒業or 飛び入学	うち、 早期卒業or 飛び入学	うち、 早期卒業or 飛び入学	合計	うち、 早期卒業or 飛び入学
44	首都大学東京	1	0	3	0	4	0
45	鹿児島大学	2	0	2	0	4	0
46	西南学院大学	3	1	1	0	4	1
47	島根大学	3	0	1	0	4	0
48	東海大学	4	2	0	0	4	2
49	国学院大学	4	0	0	0	4	0
50	東北学院大学	1	1	2	1	3	2
51	中京大学	1	0	2	0	3	0
52	三重大学	2	0	1	0	3	0
53	獨協大学	2	0	1	0	3	0
54	成城大学	2	0	1	0	3	0
55	山形大学	3	0	0	0	3	0
56	帝京大学	3	0	0	0	3	0
57	神奈川大学	3	0	0	0	3	0
58	山梨学院大学	3	0	0	0	3	0
59	愛知大学	3	0	0	0	3	0
60	桃山学院大学	3	0	0	0	3	0
61	信州大学	1	0	1	0	2	0
62	静岡大学	1	0	1	0	2	0
63	北海学園大学	1	0	1	0	2	0
64	南山大学	1	0	1	0	2	0
65	北九州市立大学	1	0	1	0	2	0
66	東洋大学	2	0	0	0	2	0
67	名城大学	2	0	0	0	2	0
68	愛媛大学	0	0	1	0	1	0
69	志学館大学	0	0	1	0	1	0
70	岩手大学	1	0	0	0	1	0
71	福島大学	1	0	0	0	1	0
72	札幌学院大学	1	0	0	0	1	0
73	札幌大学	1	0	0	0	1	0
74	大東文化大学	1	0	0	0	1	0
75	関東学院大学	1	0	0	0	1	0
76	国士舘大学	1	0	0	0	1	0
77	常葉大学	1	0	0	0	1	0
78	岡山商科大学	1	0	0	0	1	0
79	広島修道大学	1	0	0	0	1	0
80	松山大学	1	0	0	0	1	0
81	久留米大学	1	0	0	0	1	0
82	沖縄国際大学	1	0	0	0	1	0
上記合計		309	16	950	47	1259	63
平成29年度入学者合計		567	17	1137	47	1704	64
平成29年度入学者合計に占める割合		54.5%	94.1%	83.6%	100.0%	73.9%	98.4%

※ 「平成29年度法科大学院関係状況調査」より算出。  
 ※ 社会人経験者、各種学校出身者、政治学系出身者、大学院出身者は除く。 30

## 平成29年度出身大学別法科大学院進学者数(法学系課程出身者・所在地域順)

所在地域	No.	出身大学	入学定員	未修者		既修者		合計(未修者+既修者)		当該地域に所在する 法科大学院 (括弧内は同一地域の学部から の入学者数/入学定員)
				うち、 早期卒業or 飛び入学	うち、 早期卒業or 飛び入学	うち、 早期卒業or 飛び入学	うち、 早期卒業or 飛び入学	合計	うち、 早期卒業or 飛び入学	
北海道	1	北海道大学	200	9	0	24	4	33	4	北海道 (25/50)
	2	札幌大学	120	1	0	0	0	1	0	北海道 (25/50)
	3	札幌学院大学	150	1	0	0	0	1	0	北海道 (25/50)
	4	北海学園大学	275	1	0	1	0	2	0	北海道 (25/50)
東北	5	岩手大学	75	1	0	0	0	1	0	東北 (29/50)
	6	東北大学	160	2	0	24	0	26	0	東北 (29/50)
	7	東北学院大学	325	1	1	2	1	3	2	東北 (29/50)
	8	山形大学	200	3	0	0	0	3	0	東北 (29/50)
関東	9	福島大学	210	1	0	0	0	1	0	関東 (161/230)
	10	千葉大学	370	2	0	8	0	10	0	千葉 (7/40)
	11	獨協大学	285	2	0	1	0	3	0	千葉 (7/40)
	12	東京大学	400	6	0	84	0	90	0	中央 (89/240)
	13	一橋大学	170	3	0	27	0	30	0	中央 (89/240)
	14	首都大学東京	200	1	0	3	0	4	0	中央 (89/240)
	15	青山学院大学	455	5	0	11	0	16	0	日本 (11/60)
	16	学習院大学	250	2	0	6	0	8	0	日本 (11/60)
	17	慶應義塾大学	600	13	1	68	4	81	5	法政 (11/30)
	18	国学院大学	500	4	0	0	0	4	0	法政 (11/30)
	19	国士舘大学	400	1	0	0	0	1	0	法政 (11/30)
	20	駒澤大学	459	8	0	1	0	9	0	法政 (11/30)
	21	上智大学	330	3	0	8	0	11	0	法政 (11/30)
	22	成蹊大学	275	2	0	4	1	6	1	法政 (11/30)
	23	成城大学	240	2	0	1	0	3	0	法政 (11/30)
	24	専修大学	652	8	1	9	0	17	1	法政 (11/30)
	25	創価大学	250	11	0	9	0	20	0	法政 (11/30)
	26	大東文化大学	225	1	0	0	0	1	0	法政 (11/30)
	27	中央大学	1000	15	0	171	1	186	1	法政 (11/30)
	28	南京大学	475	3	0	0	0	3	0	法政 (11/30)
	29	東洋大学	620	2	0	0	0	2	0	法政 (11/30)
	30	日本大学	950	6	0	15	1	21	1	法政 (11/30)
	31	法政大学	483	7	0	18	0	25	0	法政 (11/30)
	32	明治大学	800	12	0	32	3	44	3	法政 (11/30)
	33	明治学院大学	425	5	2	2	0	7	2	法政 (11/30)
	34	立教大学	430	4	0	11	0	15	0	法政 (11/30)
35	早稲田大学	740	14	1	68	1	82	2	法政 (11/30)	
36	神奈川大学	400	3	0	0	0	3	0	法政 (11/30)	
37	関西学院大学	330	1	0	0	0	1	0	法政 (11/30)	
38	東海大学	300	4	2	0	0	4	2	法政 (11/30)	
39	新潟大学	180	2	0	6	0	8	0	法政 (11/30)	
40	金沢大学	170	2	1	8	1	10	2	法政 (11/30)	
41	山梨学院大学	200	3	0	0	0	3	0	法政 (11/30)	
42	信州大学	80	1	0	1	0	2	0	法政 (11/30)	
43	静岡大学	120	1	0	1	0	2	0	法政 (11/30)	
44	常葉大学	160	1	0	0	0	1	0	法政 (11/30)	
45	名古屋大学	150	6	0	9	0	15	0	法政 (11/30)	
46	愛知大学	315	3	0	0	0	3	0	法政 (11/30)	
47	中京大学	320	1	0	2	0	3	0	法政 (11/30)	
48	南山大学	275	1	0	1	0	2	0	法政 (11/30)	
49	名城大学	400	2	0	0	0	2	0	法政 (11/30)	
50	三重大学	165	2	0	1	0	3	0	法政 (11/30)	

所在地域	No.	出身大学	入学定員	未修者		既修者		合計(未修者+既修者)		当該地域に所在する 法科大学院 (括弧内は同一地域の学部から の入学者数/入学定員)
				うち、 早期卒業or 飛び入学	うち、 早期卒業or 飛び入学	うち、 早期卒業or 飛び入学	うち、 早期卒業or 飛び入学	合計	うち、 早期卒業or 飛び入学	
近畿	51	京都大学	330	1	0	91	7	92	7	京都 (112/160)
	52	京都女子大学	100	6	0	0	0	6	0	京都 (112/160)
	53	同志社大学	650	3	0	38	8	41	8	同志社 (36/70)
	54	立命館大学	790	18	2	33	1	51	3	立命館 (13/70)
	55	龍谷大学	400	2	0	3	0	5	0	立命館 (13/70)
	56	大阪大学	170	3	0	19	0	22	0	大阪 (31/80)
	57	神戸大学	180	2	0	34	5	36	5	大阪 (31/80)
	58	大阪市立大学	165	0	0	5	0	5	0	大阪市立 (11/30)
	59	大阪経済法科大学	260	3	0	3	0	6	0	大阪市立 (11/30)
	60	関西大学	795	5	1	18	0	23	1	近畿 (3/30)
	61	近畿大学	500	9	0	2	0	11	0	近畿 (3/30)
	62	桃山学院大学	200	3	0	0	0	3	0	近畿 (3/30)
	63	関西学院大学	520	10	3	14	6	24	9	近畿 (3/30)
	64	甲南大学	350	3	0	2	0	5	0	近畿 (3/30)
中国	65	島根大学	90	3	0	1	0	4	0	近畿 (3/30)
	66	岡山大学	225	2	0	9	0	11	0	岡山 (11/24)
	67	岡山商科大学	75	1	0	0	0	1	0	岡山 (11/24)
	68	広島大学	180	4	0	8	1	12	1	広島 (5/20)
	69	広島修道大学	220	1	0	0	0	1	0	広島 (5/20)
	70	香川大学	160	5	0	1	0	6	0	広島 (5/20)
四国	71	愛媛大学	365	0	0	1	0	1	0	広島 (5/20)
	72	松山大学	210	1	0	0	0	1	0	広島 (5/20)
	73	九州大学	200	4	0	18	2	22	2	九州 (20/45)
九州	74	北九州市立大学	177	1	0	1	0	2	0	九州 (20/45)
	75	久留米大学	234	1	0	0	0	1	0	九州 (20/45)
	76	西南学院大学	350	3	1	1	0	4	1	西南学院 (1/20)
	77	福岡大学	600	10	0	0	0	10	0	西南学院 (1/20)
	78	熊本大学	210	0	0	6	0	6	0	福岡 (7/20)
	79	鹿児島大学	95	2	0	2	0	4	0	福岡 (7/20)
	80	志学館大学	130	0	0	1	0	1	0	福岡 (7/20)
沖縄	81	琉球大学	200	7	0	2	0	9		

## 法学部の在り方について①

### 「司法制度改革審議会意見書 -21世紀の日本を支える司法制度-」(抜粋)

(平成13年6月12日 司法制度改革審議会)

#### Ⅲ 司法制度を支える法曹の在り方

##### 第2 法曹養成制度の改革

##### 2. 法科大学院

##### (5) 法学部教育の将来像

法科大学院導入後の法学部教育については、それぞれの大学が特色を発揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される。

現在、全国で93大学に置かれている法学部では、1学年約4万5千人が学んでおり、法曹以外にも社会の様々な分野に人材を輩出しており、その機能は法科大学院導入後も基本的に変わりはない。法科大学院導入後の法学部教育については、法科大学院との役割分担を工夫するものや、法学基礎教育をベースとしつつ、例えば、「副専攻制」の採用等により幅広い教育を目指すものなど、それぞれの大学が特色を発揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される。

32

## 法学部の在り方について②

### 「法科大学院の設置基準等について(答申)」(抜粋) (平成14年8月5日 中央教育審議会)

#### 3 その他

##### (3) 法学部教育との関係

法科大学院導入後、各大学の法学部・法学科等においては、法科大学院との役割分担を工夫するものや法学基礎教育をベースとしつつ幅広い教育を目指すものなど、それぞれが特色を発揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される。

(…中略…)

法学分野においても、法科大学院制度の導入後は、法曹養成に特化した専門教育は法科大学院で行うことになるため、学部段階においては、例えば、法的素養を中心とした教養教育に重点をシフトするもの、米国の主専攻、副専攻のように複数の学部・学科の専門科目を同時に履修できるようなカリキュラム上の工夫を行うもの、法曹以外の法律関係専門職の養成を中心とするものなど、多様な教育プログラムの展開が考えられ、法学部等が従来果たしてきた法的素養を備えた多数の人材を社会の様々な分野に送り出すという機能の一層の充実が期待される。

33

## 法学部の在り方について③

### 「法曹養成制度検討会議・取りまとめ」(抜粋) (平成25年6月 法曹養成制度検討会議)

#### 第3 法曹養成制度の在り方

##### 1 法曹養成制度の理念と現状

###### (2) 法曹志願者の減少, 法曹の多様性の確保

(…中略…) 法学部教育も含めた養成期間の短縮, 例えば飛び入学等の積極的な運用も考える。

### 「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(抜粋)

(平成26年3月31日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会)

#### 2 今後検討すべき改善・充実方策について

###### (3) 法科大学院教育の質の向上に関する改善方策の提示

(…中略…)

・法学未修者の教育課程を含め、学部段階でも法学を学んだものが法科大学院入学者の多数を占めるものの、法科大学院における教育の前提としての学修が不十分である者が少なくないことから、学部段階における法学教育の在り方も含め、その改善方策を総合的に検討する。

34

## 法学部の在り方について④

### 「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について(提言)」(抜粋)

(平成26年10月9日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会)

#### III 今後取り組むべき改善・充実方策

##### 3 優れた資質を有する志願者の確保について

特に優れた資質を有すると認められる学部学生については、その習熟度に応じて、学部3年修了後、飛び入学制度を活用して、法学未修者コースだけでなく、2年の法学既修者コースに入学させ、法曹として必要な学識や応用能力等を効果的かつ効率的に身に付けることを可能にすることなど、法曹になるための時間的負担の軽減にも配慮した取組を促進すべきである。その際、学部教育と法科大学院教育の円滑な接続に配慮した教育課程上の連携を図ることにより、早期卒業制度の活用をも含め、高等教育における5年一貫の法曹養成教育を確立・充実させることに向けた検討も重要と考える。

### 「法曹養成制度改革の更なる推進について」(抜粋)

(平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定)

#### 第3 法科大学院 2 具体的方策

##### (3) 経済的・時間的負担の軽減

文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。

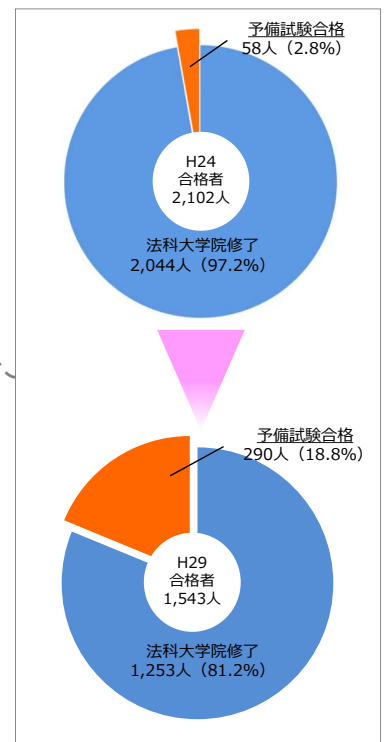
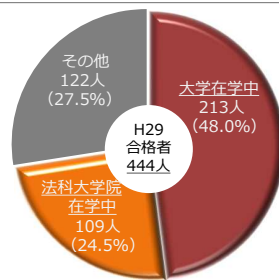
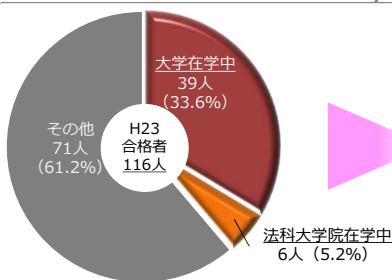
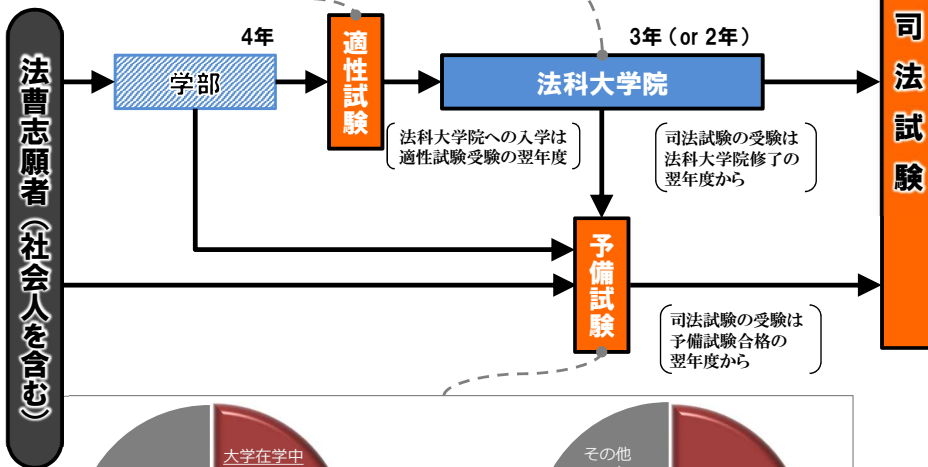
35

# 4. 予備試験について

## 司法試験受験資格の取得方法に関する俯瞰図

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
志願者	24,014	22,927	18,446	13,924	11,450	10,370	8,278	8,160
入学者	4,122	3,620	3,150	2,698	2,272	2,201	1,857	1,704
修了者	4,535	3,937	3,459	3,037	2,511	2,190	1,872	—

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実受験者	7,249	5,967	4,945	4,091	3,621	3,286	3,086



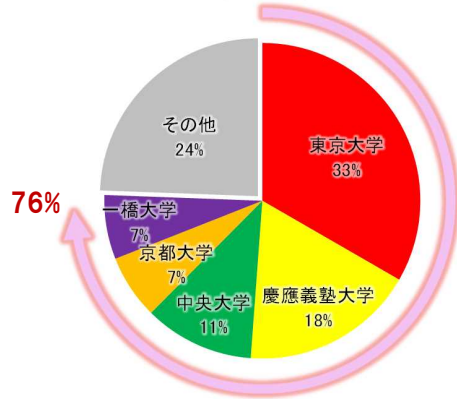
予備試験資格による司法試験合格者は年々増加しており、全体の約19%を占めるまでになっている

予備試験合格者は年々増加している上、現在では予備試験合格者の多くが学部または法科大学院在学中となっている  
 ※属性は試験出願時の自己申告によるもの

# 平成29年予備試験合格者の実態

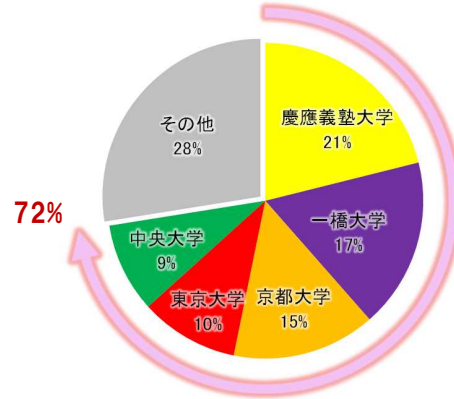
- 出願時、学部在学中で予備試験に合格した者については、合格者数が上位の5校だけで約8割を占める。
- 出願時、法科大学院在学中で予備試験に合格した者については、合格者数が上位の5校だけで約7割を占める。

出願時、学部在学中で予備試験に合格した者の所属大学の分布



大学名	合格者数(人)
東京大学	71
慶應義塾大学	38
中央大学	24
京都大学	14
一橋大学	14
その他(21校)	52
合計	213

出願時、法科大学院在学中で予備試験に合格した者の所属大学の分布

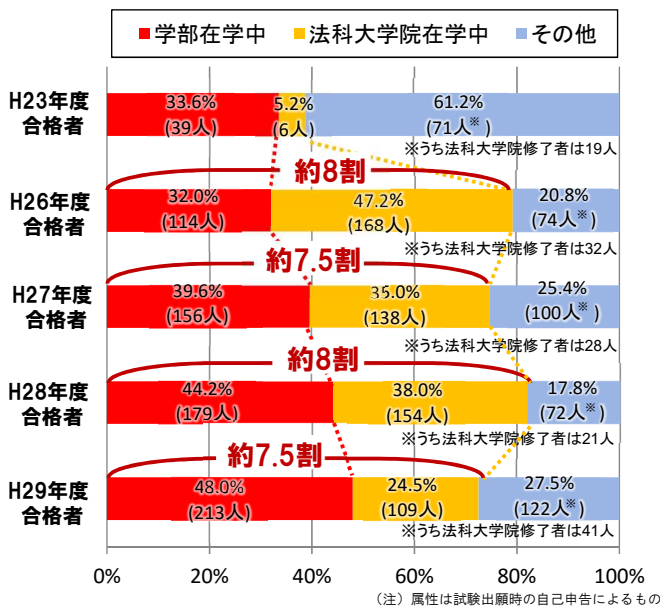


大学名	合格者数(人)
慶應義塾大学	23
一橋大学	19
京都大学	16
東京大学	11
中央大学	10
その他(10校)	30
合計	109

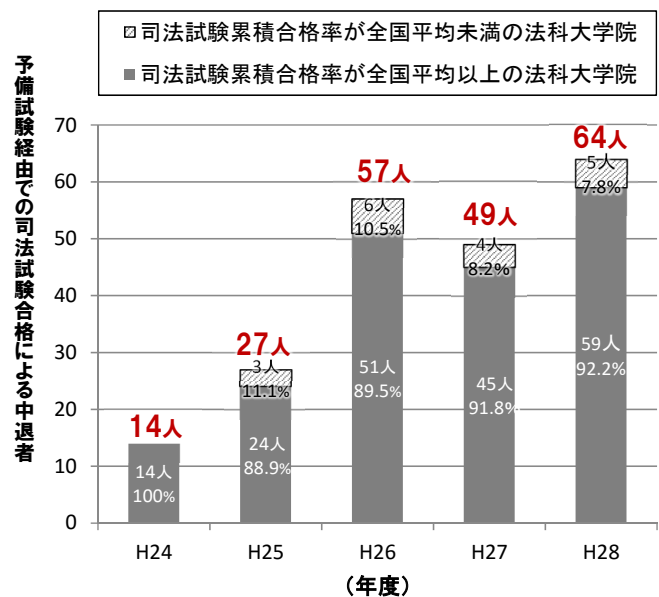
※法務省提供データに基づき作成

## 予備試験の現状

◎ 予備試験の合格者に占める学部生や法科大学院生の割合や、人数が増加



◎ 司法試験合格率の高い法科大学院において、予備試験・司法試験合格による中退者が増加している



(参考:法曹養成制度改革推進会議決定 第4 司法試験 1 予備試験(抄))

予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況が乖離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

